

令和6年第9回美幌町議会定例会会議録

令和6年12月10日 開会

令和6年12月12日 閉会

令和6年12月12日 第3号

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
(諸般の報告)
- 日程第 2 報告第 2 1 号 美幌町議会運営委員会事務調査結果報告について
- 日程第 3 報告第 2 2 号 総務福祉常任委員会事務調査結果報告について
- 日程第 4 報告第 2 3 号 経済教育常任委員会事務調査結果報告について
- 日程第 5 同意第 3 号 美幌町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 6 議案第 6 5 号 美幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 7 議案第 6 6 号 美幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 8 議案第 6 7 号 美幌町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について
- 日程第 9 議案第 6 8 号 美幌町税条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 10 議案第 6 9 号 美幌町公営住宅管理条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 11 議案第 7 0 号 令和 6 年度美幌町一般会計補正予算(第 6 号)について
- 日程第 12 議案第 7 1 号 令和 6 年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)について
- 日程第 13 議案第 7 2 号 令和 6 年度美幌町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)について
- 日程第 14 議案第 7 3 号 令和 6 年度美幌町介護保険特別会計補正予算(第 2 号)について
- 日程第 15 議案第 7 4 号 令和 6 年度美幌町水道事業会計補正予算(第 2 号)について
- 日程第 16 議案第 7 5 号 令和 6 年度美幌町公共下水道事業会計補正予算(第 1 号)について
- 日程第 17 議案第 7 6 号 令和 6 年度美幌町個別排水処理事業会計補正予算(第 1 号)について
- 日程第 18 議案第 7 7 号 令和 6 年度美幌町病院事業会計補正予算(第 1 号)について
- 日程第 19 意見書案第 1 1 号 厚生年金への地方議会議員の加入のための法整備を求める意見書について
- 日程第 20 意見書案第 1 2 号 将来に希望が持てる次期基本計画の改定と現場に寄り添った農業政策の実現を求める意見書について
- 日程第 21 報告第 2 4 号 専決処分の報告について
(工事請負契約の一部変更)
- 日程第 22 報告第 2 5 号 定期監査報告について
- 日程第 23 報告第 2 6 号 例月出納検査報告について(8 月～10 月分)
- 日程第 24 閉会中の継続調査について

○出席議員

1 番	木 村 利 昭	副議長	2 番	馬 場 博 美
3 番	横 山 清 美		4 番	高 橋 秀 明
5 番	宮 崎 奈津江		6 番	上 杉 晃 央

7 番 稲 垣 淳 一
 9 番 伊 藤 伸 司
 1 2 番 松 浦 和 浩
 議 長 1 4 番 戸 澤 義 典

8 番 藤 原 公 一
 1 1 番 大 江 道 男
 1 3 番 大 原 昇

○欠席議員

1 0 番 吉 住 博 幸

○地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定による出席説明員

美 幌 町 長	平 野 浩 司	教 育 委 員 会 長	矢 萩 浩
監 査 委 員	西 村 与志博	教 育 長	

○地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定による出席受任説明員

副 町 長	高 崎 利 明	総 務 部 長	那 須 清 二
町民生活部長	関 弘 法	福 祉 部 長	斉 藤 浩 司
経 済 部 長	河 端 勲	建 設 部 長	遠 國 求
病 院 事 務 長	但 馬 憲 司	事 務 連 絡 室 長	横 山 聖 二
会 計 管 理 者	田 中 三智雄	総 務 課 長	鶴 田 雅 規
危機対策課長	多 田 敏 明	政策推進課長 兼デジタル推進主幹	竹 下 護
財 務 課 長	吉 田 善 一	町民活動課長	佐久間 大 樹
戸籍保険課長 選挙管理委員会事務局長	佐々木 斉	税 務 課 長	松 尾 まゆみ
社会福祉課長	水 上 修 一	児 童 支 援 主 幹	大 内 直 樹
保健福祉課長	立 花 良 行	農 林 政 策 課 長	以 頭 隆 志
森林農地整備主幹	橋 本 勝	農 業 振 興 主 幹	午 来 博
商工観光課長	沖 崎 寿 和	建 設 課 長	森 口 尚 博
建 築 主 幹	廣 田 吉 輝	環 境 管 理 課 長	影 山 俊 幸
環境衛生主幹	宮 田 英 和	上 下 水 道 課 長	石 山 隆 信
病院総務課長	伊 藤 寿	地 域 医 療 連 携 課 長	高 山 吉 春
事務連絡室次長	藤 田 静 思	教 育 部 長	遠 藤 明
学校教育課長	中 尾 亘	学 校 給 食 課 長	片 平 英 樹
社会教育課長	浅 野 謙 司	ス ポ ー ツ 振 興 課 長	弓 山 俊
監査委員事務局長	小 室 保 男	監査委員事務局次長	小 室 秀 隆

○議会事務局出席者

事 務 局 長	小 室 保 男	次 長	小 室 秀 隆
議 事 係 長	高 田 秀 昭	庶 務 係 長	村 田 剛
庶 務 係	金 子 未 准		

午前9時30分 開議

◎開議宣告

○議長（戸澤義典） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これから令和6年第9回美幌町議会定例会第3日目の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（戸澤義典） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、6番上杉晃央さん、7番稲垣淳一さんを指名します。

◎諸般の報告

○議長（戸澤義典） 諸般の報告を行います。

諸般の報告については、事務局長から報告させます。

○事務局長（小室保男） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、配付しております議事日程のとおりであります。

朗読については、省略させていただきます。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づく出席説明員につきましては、第1日目と同様でありますので、御了承願います。

なお、吉住博幸議員、体調不良のため欠席の旨、高橋秀明議員、所用のため遅参する旨、それぞれ届出がありました。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第2 報告第21号

○議長（戸澤義典） 日程第2 報告第21号議会運営委員会事務調査結果報告についてを議題とします。

本件について、委員長より報告を求めます。

6番上杉晃央さん。

○6番（上杉晃央） 〔登壇〕 令和5年第3回美幌町議会臨時会において承認された事件について、調査の結果を美幌町議会会議規則第77条の規定により、次のとおり報告します。

事件名、調査の経過につきましては、記載のとおりであります。

また、調査の結果につきましては、朗読をもって報告に代えさせていただきます。

調査の結果。

地方分権改革が進み、自治体の自己決定権の拡大により、議会としても行政のチェック機能をより強化することが求められている。

具体的には、議会から積極的に議会の役割などの情報発信、住民の議会への参画による開かれた議会、議会本来の機能を発揮するため議会の活性化などを目指すことが急務と言える。

第19次の議会改革・活性化調査研究特別委員会で継続調査となった議会モニター制度をはじめ、議長から諮問された議員の学校、議会運営委員から提案された議会カフェなどの諸課題を前進させるため、道内先進地視察を行い、委員会として意見の集約をみたので、ここに報告する。

1、議会モニター制度について。

清水町議会は、平成28年6月に、議会活性化特別委員会を設置し、議会サポーター制度、モニター制度の導入を調査・検討した。

その結果、町民の声を議会運営に反映させることを目的に、10名程度の人数で議会モニターの導入を決定し、議会モニター設置要綱を制定して、令和元年度から実施している。

モニターの資格は、一つ、年齢18歳以上の町民で、かつ町議会議員または町職員

でないこと、一つ、町議会の仕組み及び運営に関心があること、一つ、町政及び地域社会の発展に関心があることとなっている。

モニターの職務は、一つ、会議を傍聴し会議の運営に関する意見の提出、一つ、議会だより及び議会ホームページに関する意見の提出、一つ、議長が依頼した議会の運営に関する調査事項への回答、一つ、議員と年1回以上の意見交換、一つ、議会モニター会議への出席と定められており、議員と年1回以上の意見交換と議会モニター会議は、同日に開催している。

モニター会議は、議会運営委員会で対応しているが、議会広報広聴常任委員（議会運営委員と兼務していない）は、毎回傍聴をしている。これまで5年間で6回開催している。

モニター会議の開催前には、一つ、議会傍聴で感じたこと、一つ、議会ホームページやインターネットの中継を見て感じたこと、一つ、議会広報を読んで感じたこと、一つ、議会の進行でよく分からないこと及び疑問を感じることに、一つ、その他の意見を事前に提出願ひ、会議当日にモニターと意見交換を実施している。

なお、議会運営に役立つことはできるだけ反映・改善している。議会だよりにQRコードの活用、議会ホームページにモニターページの開設など。

令和6年2月のモニター会議では、延べ35件の意見が出され、議会運営委員会で協議、回答している。

モニターは無償であるが、現在、町内で使用できる商品券5,000円分を謝礼として贈呈している。

導入から3期目、1期2年を迎え、令和4年度まで年1回の開催、令和5年度より年2回開催しており、現在7名のうち5名が継続して活動し、モニターの意見をタイムリーに議会運営に反映させる気づきに結びついている。モニターと議論できるの

で、意見の背景や真意を酌み取ることができ、議会として納得して改善などに取り組んでいるが、モニターは再任者が多く、年齢が高いため、若年世代への委嘱が課題である。

栗山町議会は、平成18年5月、議会運営の最高規範である栗山町議会基本条例を日本の議会ですべて初めて制定し、議員が入れ替わっても、議会運営の基本が変わらないよう、条例制定について全議員で議論を重ねた。

条例の中に町民から議会運営に関する提言を聴取するため、平成20年4月に議会モニターを設置した。

モニターの資格は、一つ、満18歳以上の町民で、公務員、議会議員または各種行政委員でないこと、一つ、町議会の仕組み及び運営に関心があること、一つ、町政及び地域社会の発展に関心があることとなっている。

モニターの職務は、一つ、会議を傍聴し会議の運営に関する意見を提出、一つ、議会だより、ホームページに関する意見を提出、一つ、議長が依頼した議会運営に関する調査事項への回答、一つ、議員と1年に1回以上意見交換、一つ、政務活動費の使途に関すること、一つ、その他議長が必要と認めたことと定められている。

モニターは、募集要項を見て応募したり、議員からの声かけで参加している。

平成21年から定数10人でスタートし、平成29年には15人に増員、令和元年には20人に増員し、これまで8人から最大18人が応募した。令和6年7月現在、男性10人、女性7人が活動中で、そのうち継続者は10人となっている。

モニターから議員に立候補する者もいて、なり手不足の補完、議員予備軍にもなっており、議会に関心を持つ方が増えている。

モニター会議では、議員定数、政務活動費の増額、議会基本条例の見直し、議会の

広報・広聴、議会報告会、議員のなり手問題（議員の学校）などの意見交換を実施している。

カフェ方式やワークショップなど新年度予算の説明、決算終了後にもモニター会議を開催し、モニターアンケートとして、議会だよりを毎回ページ毎にA、B、C3段階の評価を実施している。令和2年から町内でのみ使用できる商品券3,000円分を謝金として贈呈している。

なお、議会モニターとは別に、平成21年4月から議会及び事務局の政策形成、立案機能を高めることを目的に、議会サポーター制度を導入しており、大学教授3名、地方自治研究員、元栗山町議会事務局長の計5名の有識者に相談・助言を受けているとのことであった。

町民の意見や要望、提言など議会運営に反映させる手法として、町政や議会活動に興味や関心のある方がモニターに応募されると、多様な意見が議会運営に反映できることから、モニター制度の有用性は高いと考える。

視察先では、なり手不足の補完、議会運営、定数・報酬問題、議会広報・広聴の諸課題に関するモニター意見の反映などの成果を得ている一方で、モニターの確保に難しさがあり、新規モニターの応募が少なく、継続者が多いなどの課題が見受けられた。

視察調査で明らかになった成果や課題及び議会広報検討委員会の検討事項を踏まえ、町民目線に立った議会活動の充実を目指し、議会モニター制度の導入に向けた検討を進めたい。

2、議会カフェについて。

鹿追町議会は、住民参加型の開かれた、親しまれる、分かりやすい議会を目指し、平成22年3月に鹿追町議会基本条例を制定した。

条例に、まちなか会議を設置し、町民と議員が、町政全般にわたり懇談や意見交換

などの機会を積極的に持つため、広聴活動の充実の義務化を規定した。

まちなか会議の一環として、定例会ごとに年4回の議会報告会を開催しているが、参加者が少なく固定化した。

令和元年7月から、気軽に参加でき、小さな声を拾い上げることを目的に、少人数の議員が円卓方式で「カフェでひとこと」を開催している。町の国際交流センター平成館を活用したことで、施設の利用促進に結びつく効果に繋がっている。

カフェは、定例会開催月の翌々月20日以降の最初の火曜日11時から12時30分に平成館で開催し、各回担当2名を決め、議長はオブザーバーとして出席している。

自由な意見や要望を気軽に話し合える場にするため、少人数でコーヒーを飲みながら話し合うスタイルで、令和元年以降14回、延べ72人が参加している。

周知方法は、ホームページ、ポスター、議会広報紙、防災無線放送、お知らせアプリ「ミジカ」で行っている。

担当議員の分担は、議長を除く広報広聴常任委員会10人で構成し、広報部会と広聴部会、各5人で担当している。

広報部会は、議会だより年4回、ミニ版年4回の編集・発行を、広聴部会は、まちなか会議、議会報告会・カフェでひとことをそれぞれ担当し、カフェでひとことは、広報部会5人の中から2人が交代で担当している。参加者から少人数での対応を希望され、事務局は同行していない。

意見交換のテーマは設けず、意見などの要点を担当議員がまとめ、回答できないものは持ち帰り、担当課に確認するなど議会運営委員会で整理後、所管委員会に割り振って現地調査などを実施している。

カフェを開催した後、議会傍聴者数に大きな変化はないが、まちなか会議に対する関心が高まり、定着するよう継続して開催するとのことであった。

町民の声を広く集めるため、議員と町民が気軽に話し合う場、機会を創出する議会カフェは、生活や暮らしの中での課題を把握する上で大変有効な取組である。

令和6年6月及び11月に試行的に開催した美幌町議会の議員カフェには、延べ50名の町民が訪れ、まちづくりに関する様々な意見や要望をお聞きする貴重な機会となったところである。

今後、具体的な検証作業を進めることになるが、効果的かつ継続的な制度となるよう、本格実施に向けてさらに議論を進めたい。

3、議員の学校について。

栗山町議会は、平成27年及び平成31年の2度にわたり、無投票で町議会議員選挙がなかったことから、令和元年6月に栗山町議会議員の報酬と定数に関する調査特別委員会において、報酬と定数を考える小委員会となり手問題を考える小委員会を設置した。

調査特別委員会では、議会サポーター会議の有識者や議会モニターからの意見聴取、団体との会議やパブリックコメントを実施し、なり手問題を考える小委員会で、広報活動の強化、若者・女性などを対象に、出前講座、議員後継者育成の議員アカデミー講座など議員を輩出する地域の維持や醸成づくりが検討された。

4年で延べ29回の調査特別委員会で議論を重ね、結論として、報酬は現状維持、定数は令和5年4月選挙より12名から11名の1名減とし、なり手不足では議員の養成講座、議員の学校を開講することとした。

議員の学校の目的は、後継者育成として、議会や議員、町政に関心や志のある町民などを発掘、育成し、なり手不足の課題の解決に向けた一助として取り組むものである。

カリキュラムは、1時間目は議会の基本や議会と議員の役割、2時間目は議員に聞

いてみよう議員活動の実際、3時間目から5時間目は議会運営委員会、一般質問編、予算審査特別委員会の審議を傍聴、6時間目は模擬議会を実施している。

学校運営の体制を基本に、参加者を生徒、議長を校長、副議長を教頭、議会改革推進会議の座長を担任教諭、ほかに議員を先生とした。

町議会議員選挙の立候補者は14名、定数11名を争う12年ぶりの選挙となり、議員の学校受講者は、19名のうち3名が立候補し、全員当選された。

栗山町議会の視察調査では、受講者の一部、3名が立候補した事実を確認し、議員のなり手不足の対策として有効であることを認識したところである。

しかしながら、カリキュラムや資料の作成、指導者の確保など学校運営に当たっての様々な課題があることから、引き続き検討を重ねる必要があると考えている。

なお、議員のなり手確保に向けては、議員の学校をはじめ、議員報酬の見直しや社会保障制度の充実など、議員の待遇改善を含めた包括的な議論を重ねる中で、議員の学校の実施の可否を判断すべきである。

○議長（戸澤義典） これから、委員長報告に対する質疑を行います。

13番大原昇さん。

○13番（大原 昇） 何点か。

まず、モニター制度ですけれども、結構、年齢が高い、若者がいないということでした。

この中で、時間が取れないから、何回か委員会あるいは議会だとか、そのようなものを傍聴しに、年配の方あるいは若者が、年何回ぐらい、このモニターに関して出席しているのか。

そして、このモニター制度をやっている町は、議会報告会あるいはお茶会、この間、美幌でもやりました議員カフェ、そのようなものを一緒にやっているのか。

それと、このモニター制度をやって、い

ろいろと意見を伺うと思うのですよ。これをどのようにして意見を反映しているのか。

最後に、議員の学校ですけれども、成り手不足で議員の養成講座、議員の学校を開校するということです。

モニター制度の人間——人間という言い方は悪いのですけれども、その人と学校に来た人たちは一緒なのか。議員になった人がです。

栗山のことで書いていましたけれども、栗山もモニター制度があります。ここには学校もあります。議員に3人当選したとありますけれども、この3人がその両方に出席していたのかどうかをお伺いしたいと思います。

○議長（戸澤義典） 6番上杉晃央さん。

○6番（上杉晃央） まず、簡単なほうから。

議員の学校とモニター制度、当選した人が両方に来ていたのかどうか、そこまでは聞いておりません。両方に参加していたのかどうかというのは分かりません。

それと、モニター制度は、年齢とか議会傍聴の出席状況ということで、二つあるのですけれども、清水町のモニター制度では、それぞれ期によってモニターの参加者が違うのですが、1期目が10名。これは、先ほどお話しした2年任期です。

2期目が7名、3期目が6名ということで、やはり女性がだんだん少なくなって男性が多くなって、なおかつ、先ほど御説明したように、参加している方の年齢がどうしても高くなっているという状況は、説明を受けています。

それで、議会報告会あるいはカフェの関係なのですけれども、清水町では、議会報告会はしておりますが、カフェについては調査しておりませんので、やっているかどうかは分かりません。

また、モニターから出されました意見については、先ほどの報告の中でもいたしま

したけれども、皆さんから出された意見は、議会運営委員会などで対応して、それぞれ関連する部分は、しっかりと所管の委員会とか、そのようなところにも下ろしながら可能なものは取り入れているということでした。

先ほどありましたけれども、美幌町議会でもやっていますが、QRコードをかざしたらインターネットの動画が見れる、そのような方法とか、あるいはモニターの意見を議会広報にも載せてほしいということで、議会ホームページにモニターのページを開設するとか、そのようなことを通じて、町民の皆さんの声を広くきちんとお知らせするという事で役立てていると説明を受けてまいりました。

それから、委員会の開催数です。年1回以上ということになっていたもので、基本は1回、皆さんとやりながら、そこで出された意見を先ほど言ったような形で整理して、反映できるものはしていると伺ってきました。議会報告会もやっていると聞いております。

○議長（戸澤義典） 13番大原昇さん。

○13番（大原 昇） 今お話を聞いてる中で、やはり回数を重ねるごとに、参加人数が減っていくということでもあります。

議会報告会あるいはモニター制度とは内容が違いますが、ある程度、興味のある方は報告会、あるいはモニターにも参加してくれると思うのです。

多分、バッティングする部分が、意外にあると思うのです。議会報告会にモニターの人も来てくれると、勝手に思っているのですよ。それもまた、同じようなことを繰り返していく。

最後になりますけれども、議員の学校、ここでも同じようなことになってくると思うのですが、栗山では3回、モニターの方がこの三つに出席するという事は、同じことを言っているのかどうか。

出ているのか出ていないのか、分からな

いのですけれども、何かバッティングしているとか、言い方が悪くて、あまりうまく伝わらないのですが、何かこう。

学校のほうでは、成り手不足のためにやるのだよと、極端なこと言えば、成り手不足は町民が考えることであろうと。本当に町のことを考えれば、議員が考えることではないと、私は思っているのですよ。

本来、本当に町のことを思ってくれるのであれば、志のある方が学校にも来てくれる。あるいは、カフェに来てくれる、報告会に来てくれる。その中で、議員たちがやっていることはおかしい、あるいは行政でやっていることがおかしいとなれば、志があれば議員にも出てくれるはずなのです。

そうすると、学校は一つの手段でしょうけれども、そのようなものではなくて、いかに町民を行政が——議会ではないです。行政に対してどのように興味を持たせるか。こちらのほうが大事だと、私は思うのですけれどもね。そのような話は出なかったのでしょうか。

○議長（戸澤義典） 6番上杉晃央さん。

○6番（上杉晃央） 残念ながら、どの住民が二つの制度に、両方に関わっていたのかどうかということは確認しておりません。

もしかすると、モニターにもなっていたし、議員の学校にも出席していた方もいらっしゃるかも知れませんが、それぞれ目的が違いますので、中には、両方に心があって出席された方もいたのかも分かりません。

それで、特に芽室町は、先ほど報告したように、10人から15人、20人と拡大していったのです。

一方で、清水町は、ずっと10名でやってきたのですけれども、募集するごとに人が減ってきて、なおかつ回数を重ねるごとに女性の議員が減ってきたようです。

現在、5年度と6年度では、男性5名、

そのうち継続している方が4名、女性1名で継続者が1名ということで、同じ顔ぶれで3期やっているとか、そのようなことです。

やはり、人材を発掘することがなかなか難しいので、直接、議員から声かけをしながら募集に当たっているということです。

そう言いながらも、年齢が偏らないように、できるだけ若い人にも参加してほしいということで出てきています。

これは、先ほどの報告で申し上げましたように、例えば美幌町でやる場合にも、どのようにしてモニターを確保するかとか、そのようなことは、今後の取組として非常に課題になるのかなということで、書かせていただきました。

成り手不足のことは、大原さんの意見では、町民が考えることということですから、美幌町においては、議長がそのようなことを諮問した経過もありますので、議会運営委員会の調査報告を基に、今後、成り手不足対策をどうするのかということは、皆さんで議論する中で方向性を見極めていくことにしたいと考えております。

○議長（戸澤義典） ほかに質疑はありませんか。

1番木村利昭さん。

○1番（木村利昭） 調査の結果について、二つほど質疑させてください。

まず（1）議会モニター制度についてのところで、清水町と栗山町の事例が紹介されているかと思います。

報告の中で、栗山町については「モニターから議員に立候補する者もいて」と書かれておりますが、清水町については、その部分が触れられておりませんでしたので、清水町議会、栗山町議会それぞれ、議会モニターから議員の成り手になった人たちがいるのかどうか。

いるとすれば、どのくらいの方がなったのか、もし人数とかが分かれば、教えてい

ただきたいです。

もう一つが、同じく調査の結果の中で
(2) 議会カフェの部分です。

鹿追町議会の「広報広聴常任委員会10人で構成し、広報部会と広聴部会」というところで、「議会だより(年4回・ミニ版年4回)」とありますが、このミニ版の年4回というのは、どのような内容だったのか、もし調べておりましたら教えてください。

○議長(戸澤義典) 6番上杉晃央さん。

○6番(上杉晃央) 鹿追町のミニ版、多分、資料はいただいていたような気がするのですが、たしかA4裏表だったと思いますが、それを……。

いや、すごいなと思ったのが、私ども議会も年4回発行しているほかに、議員手づくりで情報をお知らせしたいということで、たしかA4裏表1枚で議会の担当の委員皆さんが作成したものを全戸に配布していると承知しております。

それから、モニター制度の関係です。

先ほど、大原さんの質問の中でも十分に答えられていなかったと思うのですが、栗山町は、モニターの中から関心を持って議員の学校に。恐らく想像ですが、全部で19名ということ。

実は、よく聞いてみると、議員の学校には、町外の方も参加していたようです。たまたま聞くと、そのうち3人の方が地元の方で立候補して、もう一人、たしか隣の町でしたか、隣の町から議員の学校を受講して、議員の学校からは4人が議員に当選したということです。

やはり、栗山町について言えば、モニター制度も議員の学校もかなり時間をかけて議論して、調査して、このような学校をつくろうとやっとな。2回続けて無投票当選だったということも含めて、議会の危機感が住民の皆さんにも十分伝わった上で、恐らく、議会のことをしっかり考えてみようという方が応募されたのだと思います。

モニターも、定数を20名に拡大しても今18名が応募してくれていますので、栗山町の取組というのは、議長を先頭に一丸となって議会改革を進める、そのような意気込みはすごく感じられたという印象で、勉強させていただきました。

また、清水町から議員が出たとは聞いておりません。

○議長(戸澤義典) ほかに質疑はありませんか。

11番大江道男さん。

○11番(大江道男) 今回の議運の視察の中で、多分、議長からの諮問に基づく事項に当たるのかなと思っているのですが、栗山町で、2回の無投票を経て、議会の中に報酬と定数に関する調査特別委員会をつくった、二つの小委員会をつくった、そのような報告があります。

その中で、報酬については現状維持、定数については1名減という調査結果を出されているということなのですが、当美幌町議会では、従来から議員の報酬などは、特別職等の報酬審議会で決めるという基本のパターンはありますよね。ここの関連はどのようになったのか。この結果、新しいルールがつくられてと読み取っていいのでしょうか。

あるいは、議長の諮問の中に、美幌町議会における報酬・定数の在り方という部分で、今回の議運の調査事項の中に、その方向性が含まれていると考えてよろしいのでしょうか。

というのは、特別職等報酬審議会の中で決めるという町の基本の流れと、今回の議運の報告との兼ね合いをどのように考えたらよろしいのかということで、お聞きしたいと思います。

○議長(戸澤義典) 6番上杉晃央さん。

○6番(上杉晃央) まず、後段の部分、今回の調査の中に議員報酬が含まれていたのかどうかということですが、諮問されたのは議員の学校、いわゆる議員の成

り手不足のことを所管として調査したいということで調査いたしましたので、議長の意向の中に報酬調査までの分野は含まれていないと私は認識しております。

しかしながら、この調査をする中で、先ほど報告いたしましたように、栗山町は、報酬と定数を考える小委員会と成り手調査ということで、議会が二つの小委員会を設けてやっていくと。

一方では、議員報酬の在り方についても、議会独自に調査するという中で、議員報酬・定数に関する調査特別委員会というのは、いただいた資料によると、先ほど時間をかけてよく調査していると話しましたが、詳しくは、令和元年度に先ほど話した大学の教授だとかを含めた議会サポーターの先生たちと4回ほど議論をしています。

そのほか、令和2年度には、報酬・定数を考える小委員会が3回、成り手対策が4回、最終的に令和3年度、4年度となつて、結論として、報酬はそのままだけれども、議員定数を1名減らして、その中で何とか議員の成り手不足のために設けた、いわゆる議員の学校を核にしながら、とにかく無投票を回避したいということでした。ここは、しっかり成果が出てきたのだと思います。

この中で、大江さんが質問した議会が議員報酬や定数——いや、定数はもちろん議会の所管事項であります、報酬について、栗山町としてどうかということです。

これは、議会独自に、自分たちの成り手不足と含めて、議員報酬の在り方を検討すべきだという議会の総意の下、自分たちで調査をする中で結論を出したと伺っております。

○議長（戸澤義典） ほかに質疑はありませんか。

5 番宮崎奈津江さん。

○5 番（宮崎奈津江） すみません、1 点だけお願いします。

モニターの募集に際して、企業に対する協力要請とか、そのような配慮はあったのでしょうか。モニターの募集に際して、例えば団体とか企業とか、町の民間の会社とかに、そのようなことをしますので協力をお願いしますとか、そのような配慮はあったのでしょうか。

分かる範囲で結構です。

○議長（戸澤義典） 6 番上杉晃央さん。

○6 番（上杉晃央） 清水町について言えば、いずれも募集が定数内であったということで、私の記憶に間違いなければ、特に企業に当たるとかではなくて、このような制度を設けるので、ぜひ応募くださいということで取り組んだと聞いております。

あと、栗山町のほうは、議会議員も積極的にモニターを発掘するための声かけとか、そのようなことも含めてやっていて、ここは、ほぼ定員まで確保していますので、議会の努力というか、議員もいろいろなところに声かけをしながら、できるだけモニターを確保したいということで取り組んだと聞いております。

○議長（戸澤義典） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典） これで質疑を終わります。

以上で、議会運営委員会事務調査結果報告を終わります。

暫時休憩します。

再開は10時20分といたします。

午前10時13分 休憩

午前10時20分 再開

○議長（戸澤義典） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第3 報告第22号

○議長（戸澤義典） 日程第3 報告第22号総務福祉常任委員会事務調査結果報告についてを議題とします。

本件について、委員長より報告を求めます。

12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩）〔登壇〕 令和5年第3回美幌町議会臨時会において承認された事件について、調査の結果を美幌町議会会議規則第77条の規定により、次のとおり報告します。

事件名、調査の経過につきましては、記載のとおりであります。

また、調査の結果につきましては、朗読をもって報告に代えさせていただきます。

調査の結果。

日本の人口は減少を続け、将来的に1億人を切ると推測される。高齢化現象が進んでおり、このままいくと高齢化率40%を超える超高齢社会になることは避けて通れない状況にある。このことは、国を挙げて対処しなければならない問題であるが、美幌町においてもいち早く、できることから対策を講じる必要がある。

少子高齢化社会が進む中、重要な政策として位置づけられる福祉分野において、美幌町でのさらなる取組が必要と思われる。子育て支援、子ども発達支援、障がい者雇用、認知症対策及び介護人材確保などの福祉政策の推進、また人口減少対策としての移住定住施策の推進など、それぞれの先進地視察を行い、委員会として意見の集約をみたので、ここに報告する。

（1）子育て支援について。

芽室町では、子供を町全体で育む「子どもにやさしいまち」を特に強調し、まちづくりを進めていくものとして将来像を定め、子育て支援課を設置している。

全ての子供が健やかに育つために、全ての子供の権利を保障し、全ての子供が幸福に暮らせることを願い、芽室町子どもの権利に関する条例を制定しており、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利を掲げている。条文を携帯しやすい名刺サイズで作成して配布するなど、子供重視

のまちづくりを進めている。

子供の居場所づくり推進事業である風の子めむろは、平成30年1月から開始し、多様な子供が集える居場所を設け、学習支援、食事の提供、日常の遊びなどを通じ、児童をめぐる貧困や様々な困難を発見し、必要な機関・制度へと繋げ、問題の早期発見に向けて取り組んでいる。年間800人を超える利用者があり、必要に応じて保護者の相談支援も実施している。

子育てサポートファイル「めむたち」は、家庭と地域が健康でのびのびと育つお子さんを守り、支えていくことを目的に作成しており、さまざまな情報を保護者や関係者が記載することで、その子だけのめむたちが作成されている。

ファミリー・サポート・センターは、子育てのお手伝いを受けたい方と子育てをお手伝いしたい方との橋渡しする役割を担い、保育所や習い事などの送迎、子供の預かり、産前産後の家事の手伝いなど、依頼者の子育てを援助者がサポートしている。

岡山県美咲町では、町長が考案したキャッチフレーズ「こどもの笑顔はみんなの幸せ」を掲げ「こどもの笑顔があふれるまちは、高齢者や障がいがある方をはじめ、みんなにやさしく、幸せになれるまちという意味です。こどもの笑顔は美咲の未来を示しています」との方針の下、まちづくりに取り組んでいる。

子供育成全般のワンストップ窓口としてこども笑顔課を創設し、令和6年4月からは、さらに保健師を増員して、ひとり親家庭の貸付相談、虐待相談などを気軽に問い合わせができる環境を整え、担当課への適切な取り次ぎができるようになっている。

子育て支援プランとして44項目の支援制度があり、①母子手帳交付日から1年間無料とする黄福タクシーの利用助成、過疎対策事業ソフト基金を活用、②3人目以降の子が義務教育を修了するまで、水道料月

額基本料金約1,650円の助成、地方債を活用、③ふるさと納税制度を利用した美咲町の子供の成長を願う保育園や学校の設備などを支援する応援寄付金制度の創設など、特色ある取組を行っている。

岡山県和気町では「財源の許す限り子育て世代に財源を充てていく」との方針の下、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の機能を併せ持つ、子ども・家庭・地域の子育ての総合支援窓口として、令和5年4月にこどもまんなか支援室を創設し、社会福祉士1名、保健師1名、事務職2名を配置している。

妊娠から出産、就学の多岐にわたる手続き・支援をワンストップでサポートして、誰一人取りこぼさず、抜け落ちることなく支援するとともに、相談者が利用しやすいように役場庁舎の1室を改修し、相談室を設置している。

主な子育て支援としては、①出産祝い金として、第1子10万円、第2子20万円、第3子以上30万円、年間890万円の予算、②おむつ購入サポート事業として、0歳から2歳までを対象とし、自宅保育は1日5枚、子ども園では無制限におむつを支給、年間297万5,000円の予算、③子育て短期支援事業として、虐待された子供の一時避難、子育てに疲れた親を子供と離して一時利用を開始、年間26万8,000円の予算、④日常生活用品買物支援事業として、未就学児童の属する世帯への配送手数料無料宅配サービス、年間264万円の予算、⑤タクシー利用助成事業として、母子手帳交付時から出産1年後までの妊産婦を対象に、町指定タクシー利用で月額2,500円まで助成、年間1,570万円の予算、⑥令和6年5月にこどもまんなかサポーター宣言を行い、親子訪問事業として、町内会ごとに愛育委員・栄養委員を配置して、町内企業からのプレゼントを携えて自宅を訪問することで、親子と顔見知りとなって育児の孤独化を防ぐ

「親子×子育て活動」の実施、⑦令和3年に和気町子ども広場を設置し、0歳から未就学児までが遊べる遊び場を運営するとともに、妊娠期から出産後まで安心して子供と過ごすことができる子育て支援センターを併設、総事業費3,900万円で2分の1国費補助、⑧スマートフォンを利用して、子育てや親子関係に悩んだときに相談できる「親子のための相談ライン」や妊娠から出産、子育てまでをサポートする「母子モ」の活用などの取組を行っている。

視察先においては、こども笑顔課、こどもまんなか支援室、子育て支援課などの課を創設し、それぞれに専門職を配置し支援制度を推進している。

子供に関する申請、相談は多岐にわたることから、美幌町においても専門の課を創設し、保健師、社会福祉士などの専門職を配置すべきである。

また、美咲町ふるさとの学校等応援寄付金を参考に、ふるさと納税制度を活用した美幌町の子育て支援策の充実にも取り組むべきである。

（2）子ども発達支援について。

芽室町では、第1期芽室発達支援計画（平成20～24年度）において、早期発見から幼児期・学齢期の支援について重点的に整理し、第2期芽室町発達支援計画（平成25～30年度）において、後期中等教育への相談支援から就労に向けた支援を重点的に進めてきた。令和2年からは子育て関連計画である保育基本計画、放課後こどもプランを統合し、第2期芽室町子ども・子育て支援事業計画としてスタートした。

芽室町発達支援センター「ちいむ」では、臨床心理士を配置して、児童発達支援（就学前）、放課後等デイサービス（学齢児）、保育所等訪問支援（高校卒業まで）のサービスを提供している。

主な療育内容としては、①保護者の同意を得た上で、お子さんが通っている保育

所、幼稚園、学校などの所属機関と情報交換や支援方法の検討、②個別に支援計画を作成、③療育は、個別またはグループどちらかお子さんにあった形態を利用、④発達検査、相談などを通してお子さんへの関わり方を保護者、家族の方と一緒に考え、お子さんに対する理解が深まるような支援などとなっている。

発達支援センターの利用状況は、令和4年度においては、在籍児童数80人、児童発達支援施設利用延べ人数705人、放課後等デイサービス利用延べ人数846人と利用者は多い。

支援体制の確立を目指して、先輩保護者の立場から現保護者をサポートしアドバイスなどを受けることができる「ペアレントメンター」を活用し、令和5年9月末現在17名が在籍している。

また、地域コーディネーターとして保健領域1名（子育て支援課）、教育領域1名（学校教育課）を配置し、①保健・保育・教育・福祉・医療・就労の関係機関、または外部機関の協力を仰ぐ横の連携による支援の一貫性の提供、②就学前から学齢期、就労に至るまで、ライフステージをまたぐ縦の連携による支援の継続性の提供など、繋ぎを特徴とした取組を行っている。

保護者の不安の一つとして、我が子の将来の自立があることから、就労に向けた支援として、芽室町就労体験支援事業、芽室町職場実習支援事業を実施している。

仕事の体験を希望する障がいのある方に対して、仕事を体験することによって就労への意欲を高めたり、一般企業への雇用に係る支援やひきこもり支援部会を創設した中で、進学・就労できずにいる在宅者や離職・転職を繰り返し在宅になっている方を支援している。各事業共に年7名から10名程度が利用。

専門職として、臨床心理士・保育士・社会福祉士の資格者の確保に努めて成果を上げていることから、美幌町においても専門職

の確保を急ぐべきである。

特に、臨床心理士は、十勝管内で配置する自治体が増え、発達支援の取組が充実強化されている。また、保護者の不安を解消するためにも、子育て支援体制を拡充し就労に至るまでの総合的な支援策が必要である。

（3）障がい者雇用について。

岡山県総社市では、障がい者千五百人雇用事業に取り組んでおり、人口は13年連続で微増ではあるが転入超過となっている。

「あなたにとって一番やさしいまち そうじゃ」を実現するため、総社市では、平成23年度に障がい者千人雇用事業をスタートした。弱者に寄り添い、徹底的に尽くすことで、障がいのある方を千人雇用する目標を掲げ、障がい者千人雇用推進条例も制定している。

障がい者の雇用促進と就労の安定化を深化・推進していくために、官民協働で取り組み、市や事業主の責務、市民の役割といった基本的事項を定めた内容となっている。

障がい者千人雇用事業の実現のため、障がい者の就業・生活などに対する支援を実施するとともに、障がいのある方と企業などとのマッチングの実働部隊として、社会福祉協議会に委託（委託費約2,000万円）し、障がい者千人雇用センターを設置している。

主な事業内容としては、①就職支援ナビゲーターによる求人開拓や就業相談、職業紹介などの巡回、②障がい者の生活相談、健康管理、金銭管理など日常生活に関する相談、③就職活動のアドバイス、求人情報提供、職場実習のあっせん、職場定着指導、④職業訓練施設・特別支援学校・関係機関との連携調整、⑤心理カウンセリングなどの心の相談、医療機関との連携によるアドバイスなどとなっている。

平成29年9月から、新たに障がい者千

五百人雇用事業として取り組み、令和6年4月1日現在で1,342人が就労している。

障がい者千五百人雇用事業の目標を実現するため、①福祉面のみならず、雇用面の専門性も必要不可欠であり、福祉から就労へのきめ細かい支援をするため、ハローワーク事務所に市職員が常駐し雇用対策などの相談窓口を開設、②市が主催となり、ハローワークなどとの共催で障がい者向けの就職面接会の実施、③市の広報紙の表紙・特集に、障がい者雇用のPRなど広報活動により、障がい者の理解を深めるための啓発、④障がい者が働く場所として市役所を有効活用し、カフェを運営するとともに市内飲食店から弁当の委託販売などを実施、⑤新型コロナウイルス感染症対応として、障がい者就労継続支援事業所で30万枚を超える大ヒット商品となったマスクの製造などの取組を行っている。

美幌町においても、総社市が雇用目標を掲げている障がい者千五百人雇用事業と同様に、障がい者雇用政策を進めるべく、まずは障がい者の実態を調査し、現状を把握すべきである。

美幌町、ハローワーク、商工会議所、社会福祉協議会、障がい者就労支援団体、障がい者福祉団体、町内中小事業所などの関係機関・団体が障がい者の雇用などについて協議を行い、必要によっては北見地域定住自立圏（1市4町）の連携により、事業の推進を図るべきと考える。

貴重な働き手として就労する個人には必要資金を支援する制度についてもしっかりと取り組むことが必要である。

（4）認知症対策について。

鳥取県伯耆町では、鳥取県の高齢化が全国平均より10年早く進んでいたことから、県主導のもと、日本財団との共同プロジェクトとして平成28年度に鳥取大学、鳥取県、伯耆町が連携し、とっとり方式認知症予防研究開発・普及協議会を設立し

た。県独自のプログラム開発に伯耆町がモデル事業として協力し、認知症予防プログラムを確立している。

主な内容としては、①運動プログラム（準備運動、有酸素運動・筋力運動、整理体操）、②座学プログラム（鳥取大学医学部や鳥取短期大学食物栄養担当と渡部病院理事長などによる認知症、生活習慣病、認知予防、相談・対応など認知予防できる町づくりを学ぶもの）、③知的活動プログラム（作業療法士が担当し、個人で行う知的活動（記憶力・貼り絵・計算問題・パズルなど）や団体で行う知的活動（手指ゲーム・お手玉・カード合わせなど）となっており、認知機能解析結果では、プログラム参加者の認知機能及び身体機能が改善されているとのことであった。

また、伯耆町では、認知症予防教室「はつらつ教室」を開設し、平成15年度から実施していたものを、とっとり方式の開発後に全面的に見直し、本教室とフォロー教室に分けて実施している。

当時は、ボケの人が行くところから、現在は、参加者が元気や活力を取り戻し、集落の行事に自ら参加する教室となっている。

主な内容としては、①本教室は、4か月間において、もの忘れに不安のある方、MCI（軽度認知障害）のある方など、令和5年度は延べ117人の参加実績、②フォロー教室は12か月、7教室で行い、MCI（軽度認知障害）相当の方など定員1教室25名で行い、令和5年度の参加実績は、164回の開催で、延べ1,785人の参加、③両教室共にスタッフ・指導者として作業療法士または地域福祉担当、看護師、補助員、ボランティアなどで、社会福祉協議会・大山リハビリテーション病院に委託して運営、④送迎はしていないが、自家用車、徒歩、デマンドバスを利用、⑤運動指導だけでなく、認知機能の関係する知的活動において、リハビリ職として専門的

知識と経験を有する作業療法士を配置、⑥タッチパネルによる簡易スクリーニング検査結果がスコアB以上でMC I相当の方、物忘れ相談でMC I相当の方、「生活機能に関するアンケート」（年1回）により認知機能低下の傾向のある方を広報紙、防災無線、文字放送により参加の呼びかけ、⑦教室参加の呼びかけ、教室に出向き教室の運営など指導者へのアドバイス、教室不参加が続く方への個別のアプローチ、認知機能が低下し教室参加が難しくなった方への次のステップのためのフォローなどを担当する認知症地域支援推進員を配置などとなっている。

はつらつ教室の成果としては、要介護認定者数は横ばいで、要支援1・2の方及び居宅介護サービス利用者は年々増加傾向となっているが、施設介護サービス利用者及び介護給付費が前年と比べ減少している。

さらに、伯耆町では、オレンジカフェほうき（認知症カフェ）を開設し、伯耆町社会福祉協議会を運営団体として、障がい老人を支える家族の会、障がい者支援ボランティアの会を協力団体として開設している。

主な内容としては、①第1火曜日はポッポみらい（就労継続支援B型事業所）にて、第3火曜日はみぞぐちテラス（ワーキングコミュニティスペース）にて開設、②町スタッフとして認知症地域支援推進員、保健師を配置、③町の支援としてオレンジカフェ運営事業費補助金を活用し（1か月上限1万円）、参加者1回200円程度、令和5年度実績として21回、延べ135人が参加などとなっている。

伯耆町における総体的な認知症対策事業としては、①認知症に対する正しい理解を深める、②認知症や軽度認知障害の早期発見、早期対応を行う、③認知症や軽度認知障害と診断された方に、安心して地域で暮らし続けられるよう保健指導、進行予防、介護認定など、段階に応じてきめ細やかな

サポートを行うなどを目的として、軽度認知障害の早期発見のために、専門の検査者を必要としないタッチパネルによる簡易スクリーニング（製薬会社開発「のうknow」）を集団健診時に使用している。

事業を実施した成果としては、①もの忘れ検診は住民にとって心強いサービス、②町内医療機関及び精密検査医療機関との連携の強化、③もの忘れ検診、確定診断へ導くことの必要性、④より若い年齢層へのアプローチの重要性、⑤診断後の丁寧な説明の必要性、⑥社会的交流の大切さなどの気づきがあったとされている。

令和7年には、65歳以上の5人に1人が認知症を発症すると推計されている。MC I（軽度認知障害）の状態で見れば、16%から41%の割合で元の健康な状態に回復できると医療関係者は断言している。

美幌町においては、約1,200人の方が認知症であり、認知症の重度化や治療可能な認知症を見逃がさないためにも、MC I段階での早期発見、早期対応が喫緊の課題である。美幌町の認知症予防対策は改善の余地があり、伯耆町の調査からきめ細やかな認知症予防プログラムの策定が必要である。

現在の町の取組を検証し、専門家を入れた新たなプログラム策定とそれらを推進するための行政、国保病院、地域包括支援センター、社会福祉協議会などのマンパワーの充実と連携を強化するとともに、簡易スクリーニング検査の導入に向けた環境整備に取り組むべきである。

（5）介護人材確保について。

芽室町では、介護人材の確保対策として、学生カイゴチャレンジ事業に取り組んでいる。介護人材不足の解消と介護職のイメージアップを図るため、町内介護事業所で高校生や専門学校生、短大生、大学生などアルバイトの学生を対象に、施設ごとの時給に100円から200円を上積みして

奨励金を支払う学生カイゴチャレンジ事業を、令和4年度からスタートした。令和5年度は、大学生2人、高校生3人、看護学生1人の計6人が特養、老健、小規模多機能施設にそれぞれ就労している。

主な成果としては、①アルバイトをきっかけに学生が介護を知ることで、進学・就職に繋がる可能性の拡大、②従業員が手薄な時間帯のシフトに入ってもらうことで従業員の負担軽減、③事業所内に学生がいるだけで雰囲気明るくなり、利用者から好評などが挙げられており、就労にもつながっている。

東川町では、町内及び道内市町村で不足している介護職の人材確保を目的に、令和5年5月から地域おこし協力隊制度を活用して定員5名の介護職人材を募集し、令和6年4月から最長3年間、東川町地域おこし協力隊員として確保する事業を実施している。

北工学園旭川福祉専門学校で資格取得に向けた勉強をして、放課後は地域協力活動としてシニアクラブや子どもの福祉活動に関わりながら、介護福祉士、地域支援専門員などの資格取得（学費全額免除）を目指している。

また、北工学園旭川福祉専門学校に入学し、介護福祉士、保育士などの資格取得を目指す東川町出身高校生及び東川高校生（卒業生を含む）などを対象として、特待生奨学金制度を創設し、町独自の給付型奨学金を交付している。

さらに、東川町が独自に創設した日本福祉人材育成基金の趣旨に賛同する企業に対し、企業版ふるさと納税による支援を積極的に求め、給付型奨学金受給者に対して、残りの必要な授業料などを町と旭川福祉専門学校が負担し無償化を図っている。

加えて、道内の介護人材不足に対応するため、平成30年に外国人介護福祉人材育成支援協議会を設立しており、①会員自治体、北工学園旭川福祉専門学校、東川日本

語学校との共同で介護人材を育成し、地域の施設などで雇用場の確保、②奨学生を対象に日本語能力を高めるため、日本語教育の無償化支援、③正会員3市20町とその自治体内の社会福祉施設、旭川福祉専門学校で構成され、参加条件としては外国人外国人介護福祉士を5年間採用、④参加負担金は、1自治体につき年間30万円であり、卒業時の準備金、支度金として活用、⑤学費は学生一人につき250万円（授業料、教材費、実証費、寮費、生活費）であり、学費の80%が特別交付税で措置など、介護人材の確保に取り組んでいる。

介護の現場を知り、働く場の経験をしてもらうための学生カイゴチャレンジ事業は、介護人材不足解消の取組であり、美幌町においても、町内事業所との意見交換やアンケート調査をし、その結果に基づいて学生カイゴチャレンジ事業を含め、新たな取組をすべきである。

さらに、介護人材の確保に向けて外国人介護福祉人材育成支援協議会に加盟し、外国人の介護人材確保に早急に取り組むとともに、受け入れに必要な住宅の支援についても空室となっている職員住宅・教員住宅・公営住宅などの活用を検討すべきである。

（6）移住定住施策について

東川町では、移住定住施策に取り組み、20年以上にわたって移住者が増え続けている。

景観条例の制定をして環境保全と景観形成を進めるため、行政、住民、事業者が連携した美しい風景づくりを推進し、平成17年3月に景観法に基づく景観行政団体となり、東川風住宅設計指針として、庭の植栽、木材利用、屋根の形・色、外壁の色、塀や囲いの制限、オイルタンクを隠す方法など景観・環境に配慮した東川風住宅を推奨している。

主な移住定住施策としては、①中間管理住宅事業として、空き家の所有者と10年

間の賃貸契約を結び、月1万円で借り受け、最大1,500万円をかけてリフォームし、移住希望者に最大2年間、月5万円から7万円で貸し出し、10年後には所有者へ返還、②二世帯居住推進事業として、5年以上東川町に居住している者が、親または子と同居近居、もしくは後継者が親との同居近居を目的として、住宅を新築または増改築するとき、床面積78.7平方メートル以上で事業費の2分の1以内、上限50万円（二世帯住宅は上限100万円）の補助、③きた住まいる建設推進事業として、きた住まいるメンバーに登録された業者の施工で北海道が定めるきた住まいるに登録された戸建専用住宅を建設するとき、床面積78.7平方メートル以上で事業費の2分の1以内、上限100万円、二世帯住宅は上限200万円の補助、④起業家支援として、起業家が新たに投資し事業を開始する場合に要した土地、家屋、設備の費用など補助対象経費の3分の1以内、上限100万円の補助などの取組を行っている。

美幌町においても、移住定住施策として持ち家の支援は重要であり、新築住宅や二世帯住宅の促進支援及び住宅リフォーム支援や解体支援など、さらなる制度の拡充が必要である。

以上で、報告を終わります。

○議長（戸澤義典） これから、委員長報告に対する質疑を行います。

1 番木村利昭さん。

○1 番（木村利昭） 調査の結果について、3点ほど内容の確認をさせていただきます。

（1）子育て支援についての部分で、芽室町では、子育てサポートファイル「めむたっち」というものを導入して取り組んでいるということでしたが、このサポートファイル「めむたっち」の管理は、どこがメインでやっているのか。

あと、例えばお子さんが何歳になるまでとか、いつまでやっているのか、この辺り

を調べられていたら教えてください。

もう1点が、同じところの下、芽室町のファミリー・サポート・センターの部分で「子育てのお手伝いを受けたい方と子育てをお手伝いしたい方」という書き方をされているかと思うのですが、これは、ボランティアで運営されているのか、また、主にお手伝いしたい方が集まっているのか、集めるためにはどのような取組をされているのか、こちらも調べられていたら教えてください。

次、少し進みまして15ページ（3）障がい者雇用、岡山県総社市の「障がい者千人雇用事業の実現のため」の下の部分で①、②とあって、③の「就職活動のアドバイス、求人情報提供、職場実習のあっせん、職場定着指導」について、この職場定着指導とは、具体的にどのような指導をされているのか、分かれば教えてください。

○議長（戸澤義典） 12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩） 今、資料等の部分で見つからないのですけれど、めむたっちとファミリー・サポート・センターについても、芽室町の子育て支援センターでやっていて、事業を分けている。

そして、めむたっちについては、簡単に言うと、母子手帳をもらっている方から始まり、母子手帳、要するに就学前までだと思っています。

次、ファミリー・サポート・センターの手伝いの方、ボランティア等についても、ここで働いている指導員の方々が、芽室町の発達支援の中で、広報活動としてしっかり取り組んでいるということです。

次、障がい者の千人雇用の定着指導については、総社市に障がい雇用対策の方がいて、その方々と社協でやっていますので、社協で企業回り、訪問の中で、働いている方に対する確認、サポートを行っていると思っています。

○議長（戸澤義典） 1 番木村利昭さん。

○1番（木村利昭） 一つ目のめむたっちは就学前まで、母子手帳でいうところでは何となく分かったのですが、その下のファミリー・サポート・センターの部分。これは、ボランティアなのかどうなのかということと、実際に人が集まっているのかどうなのかというところの質問に対して、答えをいただけていないかなと思っています。

もう一つ、総社市の職場定着指導の部分も、回ってサポートしていますということで今、御答弁いただいていたけれども、例えば具体的に何か計画とかがあって、このようなサポートをしていますよとか、もしそのようなものがあるとかということ調べられて、分かっていたら教えてください。

○議長（戸澤義典） 12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩） ファミリー・サポート・センターについては、あくまでもボランティアというより、集まっている皆さんがボランティアの範疇の中でやっているとは聞いていますが、今現在、何人の方がどれだけの活動をしているかというのは、資料が見当たらないので、申し訳ございません。

続きまして、総社市の就業定着指導の中で、どのような指導をしてどのような助成があるという細かいことについては、聞き取りの中で漏れていましたので、よろしくお願いします。

○議長（戸澤義典） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典） これで質疑を終わります。

以上で、総務福祉常任委員会事務調査結果報告を終わります。

暫時休憩します。

再開は11時10分とします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（戸澤義典） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第4 報告第23号

○議長（戸澤義典） 日程第4 報告第23号経済教育常任委員会事務調査結果報告についてを議題とします。

本件について、委員長より報告を求めます。

7番稲垣淳一さん。

○7番（稲垣淳一） 〔登壇〕 令和5年第3回美幌町議会臨時会において承認された事件について、調査の結果を美幌町議会会議規則第77条の規定により、次のとおり報告します。

事件名、調査の経過につきましては、記載のとおりであります。

また、調査の結果につきましては、朗読をもって報告に代えさせていただきます。

調査の結果。

近年の図書館は本を貸し借りするだけでなく、地域の核となり、コミュニティーづくりや居場所づくりに貢献できる貴重な場所として整備されている。

美幌町図書館は、昭和54年3月、現在地に新築されているが、施設の老朽化が進み、現在の古い設備では、高齢者や障がい者等への配慮が十分でなく不便をかけていること、また、時代の変化により図書館の機能や役割が多様化しており、町民のニーズに十分対応できていないという課題を抱えていることなどから、令和4年3月、新しい機能とサービスを備えた魅力的で使いやすい、新たな図書館の基本構想である美幌町図書館整備基本構想を策定し、時期は未定ながら、今後、整備を予定している。

このような状況を踏まえ、経済教育常任委員会では、図書館整備及び管理運営について、道内外の先進地等の調査を進めてきたが、委員会としての意見の集約をみたの

で、ここに報告する。

京都市の京都国際マンガミュージアムは、京都精華大学と京都市の共同事業として2006年11月に開館した施設である。

この施設は、旧籠池小学校校舎を改修した施設であり、施設改修費は約13億円で、財源内訳は、国庫補助金が約6億円、京都精華大学負担が約6億円、京都市負担が約1億円とのことである。

施設のコンセプトとして「読んで、学べて、体験できる！マンガ文化の総合博物館」を掲げ運営しているが、施設運営の特長としては「マンガ家による講演会、ワークショップ、紙芝居等を企画・実施している」「マンガという一つのテーマに絞ることにより利用者のターゲットが明確になっている」「図書館の分類による配架ではなく独自の配架を行っている」「どこでも自由に本を読める空間づくりを行っている」「会議室やコワーキングスペース、イベントスペース、カフェ、マンガグッズ売り場等、図書館機能とは全く異なる機能を併せ持った複合施設となっている」「地域住民や民間業者も交え検討した施設整備及び施設運営を行っている」「民間委託による運営を行っている」などが挙げられる。

大阪市のこども本の森中之島は、世界的に有名な建築家、安藤忠雄氏が「こどもたちに多様な本を手にとってもらい、無限の創造力や好奇心を育てほしい」との思いで大阪市に寄贈した施設で、令和2年7月に開館している。

この施設においては、本の貸出機能がないため、図書館ではなく文化施設として位置づけているが、海外からの建築家や幼児教育を目指す大学生など幅広い層が来館しており、大人も楽しむことができ、誰でも夢中になることができる本の施設となっている。

施設運営の特長としては「本の貸出機能はなく、1日4回の入館時間帯を設定し

事前予約システムを導入している」「指定管理者による施設運営を行っている」「本を手に取りたくなる環境、その場にいたくなるような空間をつくり上げている」「施設敷地内であれば、建物外への本の持ち出しが可能となっている」「様々なジャンルの本を子供たちの日常生活や好奇心に寄り添うよう、12のテーマに分けて並べている」「子供が好きなもの、大人たちにもいいなと思ってもらえるもの、親子で楽しめるもの、本との関係性を濃密にするもの、この場所にきた記念になるものなど、様々な視線から発想したオリジナルグッズを販売している」「デジタルとは違う、感覚を刺激するような居場所をつくり上げている」などが挙げられる。

奈良県三宅町の三宅町交流まちづくりセンター「Mi i Mo」は、子供からお年寄りまでの全住民が交流し、町外の方々も加わって、新しい交流まちづくりを育む拠点施設として整備され、令和3年12月にオープンした施設である。

総事業費は約10億円で、財源としては約7割が国庫補助金となっており、地方創生臨時交付金及び過疎対策事業債を活用したほか、木材活用に係る補助金も活用したとのことである。

また、施設整備の基本計画策定に当たっては、町民の意向を反映するため、町民で構成する町民プロジェクト会議を交えて協議したとのことである。

施設の概要・特長については、アクセスのよい役場横に併設しており、1階にはイベントスペースとして利用可能なホール及びフリースペース、調理実習やこども食堂に活用できるキッチン、日替わりで実施している食堂などが配置されている。

2階には、図書フロアと学童保育スペースが配置されており、図書フロアは、図書館法上での図書館ではなく、図書スペースとして開設されているが、読み聞かせコーナーや企画棚など様々な年代が「本を楽し

むスペース」と、静かな空間で自習をしたり本を読んだりする「静かな空間を楽しむスペース」の2つのゾーンに分かれている。

また、蔵書検索端末、館内OPAC及び自動貸出機を設置して、利便性の向上が図られている。

そのほか、3階には、防音性能を高める等の工夫を凝らした3つのコミュニティルームや三宅町を展望できるテラス、子どもスカイガーデンなどが配置されており、施設全体としては、図書館機能のほか、町民の活動の場となる機能施設と学童保育などを備え、新たな交流を生む複合的な機能を備えた施設である。

札幌市図書・情報館は、市民の仕事や暮らしに関する課題の解決に役立つ情報と札幌の魅力を発信する「都市の知的空間」として整備が進められ、平成30年10月に札幌市民交流プラザ内にオープンした施設である。

施設は、働く人々やビジネス・観光で訪れる人が多いエリアに整備されているが、その地域性を生かして、大人を対象に「札幌の魅力と街の情報」「ビジネスに役立つ情報」を提供する課題解決型図書館になっている。

施設の特長としては「デジタル映像や図書で札幌市の魅力を紹介している」「会議可能な室内空間や充実したIT環境で調べものを支援している」「館内への飲み物の持込みが可能であり、また、併設されているカフェへの本の持込みも可能となっている」「全館無料Wi-Fiが完備されており、また、一部座席にはコンセントが設置されている」「一部エリアを除き、会話が可能となっている」「事前にインターネットで座席の予約が可能となっている」「多くの利用者に訪れてもらうため、アクセスのよい場所に整備、建設されている」「市民、ビジネスマン、観光客に活動の場を提供している」「公募市民や有識者で構成す

る図書館協議会において意見等を聴取したほか、札幌市の都心にふさわしい図書館の在り方や機能について検討するに当たり、学識経験者や有識者等5名で構成する懇談会を設置し、専門的な見地からも意見を聴取している」「コンセプト「はたらくをらくにする」は市民アンケートを基に決定している」などが挙げられる。

津別町図書館は、平成31年3月に図書館建設検討委員会を設置した上で検討を重ね、令和5年7月に開館、中心市街地にスーパーやカフェ、コミュニティー施設と併合した複合型図書館施設である。

図書館を含めた施設全体の総事業費は約20億円、そのうち図書館整備に係る事業費は約5億6,000万円とのことである。財源としては、地方創生拠点整備交付金及び過疎対策事業債を活用しており、地方創生拠点整備交付金は約3億5,600万円となっているが、図書館整備に対しては交付されていない。

施設運営等の特長としては「児童書や絵本との出会いが自由に体験できる『こども遊び場』『えほんハウス』を設置している」「デジタルコンテンツを体験する視聴覚コーナーを設置している」「イベントやシアターなどでも使用できる多機能なミーティングイベントスペースを設置している」「グループ学習などに利用できる壁で仕切られた『Study Room』を設置している」「整備に当たり、社会教育委員会を中心とする図書館建設検討委員会を設置し、意見等を聴取している」「町民アンケートを実施し、町民の意見や要望を反映している」「町民が自由に集い、自由に利用できる複合施設として、まちなかに整備している」などが挙げられる。

来館者数は、令和5年度は開館してから9か月間であったにもかかわらず、33,969人となっており、令和4年度、中央公民館図書室の来館者数4,509人の約7.5倍となっている。

来館者の年齢層は60代以上の方が多く、授乳室が完備されたこともあり、乳幼児を連れた20代から30代の来館者も増え、家族連れの来館が多くなったことに加え、町外の来館者も大幅に増えているとのことである。

また、中心市街地に複合施設として開設したことにより、町民からは「買い物のついでに來ることが出来る」「まちなかにくつろげる場所ができた」「パソコンなど持ち込んで仕事ができるようになった」などの声があり、評価が高いとのことである。

以上が、視察調査を実施した各施設の概要であるが、現在の図書館機能を備えた施設における整備及び管理運営においては、効果的な共通点が見受けられ、人を惹きつける魅力のある施設となっている。

その1点目として挙げられるのが「独自のテーマ」であり、そのテーマに特化した運営を行っていることである。また、テーマに合わせた独自性のある配架を行っていることも来館促進の一つとなっている。

このことは、整備前である現在の美幌町図書館においても実行可能であり、独自のテーマに基づく配架コーナーを設け、町民が本や情報に接し、新たな気づきを得られる場を展開するとともに、定期的にテーマを更新し、何度訪れても新たな発見のある場として展開すべきである。

2点目は、好きな場所や自由なスタイルで本を読めるスペースなど、様々な利用者の使い方に応じた空間づくりを行っていることである。本を読む楽しみが感じられる空間をつくることで、利用者に親しまれる図書館機能になっている。

3点目は、様々な人たちに日常から利用されているカフェや、イベントスペース等の機能を併せ持った複合施設として整備されていることである。このことは、イベントスペースとして、仕事場として、カフェとして、おしゃべりの場としてなど、多様な方々の受け皿となり、自由に集い、自由

に利用でき、自由に過ごせる場に繋がっている。

4点目は、時間をかけて住民の声を聞き、住民の声が反映された施設整備及び施設運営になっていることである。住民の意見や要望を取り入れ、その意見や要望もしっかり盛り込んだ施設整備及び施設運営は、住民に永く愛される施設に繋がるものである。

美幌町においても、美幌町図書館整備検討委員会を設置し、町民の意見や要望を取り入れた美幌町図書館整備基本構想を策定しているが、現在は、検討委員会が開催されておらず機能していないことから、今後の図書館整備に向けて、引き続き、意見交換や町民の声を聞く取組を継続すべきである。

5点目は、民間委託による施設運営である。図書館機能のサービスの向上に係るイベントの開催や配架など、作業を主体とした業務のように、行政が直接執行しなくても実効性が確保されるもの、あるいは情報発信、管理業務など、高い専門性が求められるものについては、外部委託を導入することで、より効率的な運営を図ることが可能になる。

先に述べたとおり、美幌町においては今後、図書館整備を予定しているが、これからの図書館は、従来のような貸出中心のサービスにとどまらず、今まで図書館を利用しなかった方が利用するような仕組みを考えることが重要であり、あらゆる世代の利用者が安心して心地よく、くつろぐことができる居場所として滞在できる環境整備や、多種多様な空間の整備も必要である。

そのためには、様々な人がくつろげるカフェ等のリフレッシュ施設も必要であり、将来のまちの姿を描いて図書館を整備する必要もあることから、まちなかに複合施設として整備することが望ましいと考える。

地域の核となり、コミュニティーづくり、あるいは誰もが気軽に立ち寄れること

ができる居場所として貢献できる、貴重な施設になり得る図書館。図書館はこうあるべきという固定観念にとらわれずに、他の図書館の先進事例などに常に関心を向け、住民の潜在的ニーズや時代の流れを的確に把握しながら、図書館の多様な役割を追求するとともに、整備時期を明らかにし、立地適正化計画関連の補助金等を活用した上で、積極的に整備を進めるべきである。

今後、整備される美幌町図書館が、美幌町のシンボルとなる新しい時代の図書館として整備されることを期待し、当委員会の報告としたい。

以上であります。

○議長（戸澤義典） これから、委員長報告に対する質疑を行います。

6番上杉晃央さん。

○6番（上杉晃央） それでは、26ページの2点について。

5点目に、民間委託による施設運営ということで書かれておりますが、この件に関して、委員会の中で指定管理制度などについて議論をなされたのかどうか、もしされていればその内容です。

それと、全体的に視察したところは、複合機能を持った図書館が多いのですが、その複合機能の必要性についても議論されていたら、その内容について伺いたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（戸澤義典） 7番稲垣淳一さん。

○7番（稲垣淳一） ありがとうございます。

まず、この視察といいますか、調査に対して一番重要視したことは、私たちの委員会が持つコンセプトとして、図書館を含めた複合施設という場所を重点的に、いろいろな視察先を探して、選んで訪問した、視察先に決めたというのが、そもそもの話であります。

図書館単独での運営管理というのは、今の時代にはそぐわないといいますか、町民

ニーズには合わないのではないかという議論の下、複合施設の機能を持っている図書館というものを選んだというのが、大きな一つであります。

それで今、最初の御質問にありました指定管理制度。

これにつきましては、5点目で書いたところではあるのですが、主に、京都国際マンガミュージアムと大阪のこども本の森中之島、ここの二つがいわゆる指定管理制度で運営されているという話であります。

すみません、細かい運営、金銭面といいますか、それについては今、持ち合わせがないのですが、そのようなことで運営しているのは間違いございません。

我々も、ここに示したとおり、任せるものは任せて、行政との仕組みをきちんと精査して、新たな図書館運営に臨んでほしいという思いで、明記した次第であります。

○議長（戸澤義典） 6番上杉晃央さん。

○6番（上杉晃央） 中身は分かりました。

議論の中で指定管理制度が、例えば、美幌町の新しい施設の中でも、このような管理運営方式が必要かどうかという議論がされたのかということ。

それと、複合機能について、今、委員長から報告があって、いろいろな機能があるなど分かりましたけれども、それでは具体的に、視察を参考にしながら、美幌町図書館の中にこのような機能を併せ持ったほうがいいのかとか、もしそのような議論の経過がありましたら、お知らせいただきたいと思います。

○議長（戸澤義典） 7番稲垣淳一さん。

○7番（稲垣淳一） 美幌町の図書館運営における指定管理制度の中身云々については、詳しい話としてそこまでの議論にはなかった。

ただ、そのような運営方式が望ましいよねという程度であったかと思います。終わった後に改めて確認して、もしもっと深い

ものがありましたら、また報告させていただこうと思います。

複合機能に関しては、いわゆるここにあります居場所づくりということ。

特に、子供や大人がただ本を読む場だけのところというよりも学ぶ場ですとか、普通に声を上げてしゃべれる場だとか、そのようなコミュニティーを捉まえる場だとか、そのような人の集まる場所、コミュニティースペースとしての図書館、図書館機能のある場所という意味でしょうか、我々はそのように考えております。

○議長（戸澤義典） ほかに質疑はありますか。

12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩） 二つほど。

今、上杉議員の回答の中にも管理費の関係がありましたけれど、今、美幌町の図書館も、令和6年度予算では、修繕費等を入れて約1億円の予算を計上しています。

人件費ということで、先ほど外部委託だとか、いろいろな形で可能でないかとなると、美幌町の予算が相当増えるのかなと。

この運営についての中で、特に、委員会報告の中でもしっかりされてるなと思ったのですが、どうしても聞きたいのは、仕事の場としてとある部分は、サテライトだとか、コワーキングだとか、そのようなものを含むのか。現在、KITENがありますので、そこまで必要なのか。

それと、出てきていない中で、僕は個人的に、今まで美幌町の図書館には、生徒たちの学習スペースも若干ありまして、そこで中学生たちが勉強していたと。

それに対して、今しゃきっとプラザのほうに移ったりしている人方がいて、子供たちの中では、学校を離れて勉強する場が図書館だったということをよく聞いていました。

今回、図書館については、そのようなスペースはしっかり確保すべきだとか、今言った仕事の場、あとは、学習スペースにつ

いて、ほかに見てきたところで、ここはすごかったよだとか、ここは特筆すべきだというものがありましたら、ぜひお願いしたいなと。

ですから、二つです。

大きな図書館を造った場合に、管理費も含めた分をどのように見てきたのか。それと、今の学習スペースについて、特筆するところがあればお聞かせください。

○議長（戸澤義典） 7番稲垣淳一さん。

○7番（稲垣淳一） まず、管理費等々の考えであります。我々もこのような機能を盛り込んだ図書館、複合施設が必要であるという考えはもちろん、このように発表したところでもありますけれども、どのぐらいの規模で、どのぐらいのものを入れ込んで造る施設ということまでは踏み込んでいません。

施設の規模、場所等について、そこまで踏み込んでいないので、申し訳ないですが、管理費等々については答えにくいといえますか、まだ考えも及んでいないというのが現状であります。

ですから、そこで働く人の数だとか、それは、複合施設を希望すれば、図書館のほかにカフェだとか、例えば、いろいろなコミュニティースペースの管理だとか、そのようなものには人が当たるのだろうなという思いはありますが、いわゆる管理費等についての言及はされていなかったというのが、委員会の中での話であります。

あと、子供たちの居場所といいますか、学習スペースですが、しゃきプラだとか町民会館なども子供さんたちが勉強する場として、いわゆるWi-Fiが通じる場所という意味で、子供が集まっていると私も聞いております。

ですから、しゃきプラの三階にも子供がいっぱい来ていたりだとか、今、町民会館の二階も開放されていますけれども、そのようなことも含めて、図書館というのは、学びの場の一つを担っている場所だと思い

ますので、もちろんそのようなスペースは必要だと思っていますし、あるべきものと理解しています。

○議長（戸澤義典） 12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩） 僕もそう思のです。

ですから、今回行った先で、このような施設の中でこのような場所があつて、美幌町の図書館を造るときにはこのような機能が必要だとか、これは要らないけれど、最低限コミュニティーだとかを取れる場所については、やはり建設費総体は置いておいても、機能的に美幌町には必要だということがどこかあれば、お願いしたいという話です。

○議長（戸澤義典） 7番稲垣淳一さん。

○7番（稲垣淳一） 視察先の場所は、それぞれ特徴があつて本当にすばらしい施設で、もう一度、お邪魔したいなと思うところがたくさんございました。

特に、貸出機能がないだとか、そのような場面は、京都国際マンガミュージアムだとか、大阪の本の森にはあつたのですが、子供たちの学びの場だとかが設置してあつたのは、三宅町のMi i MOだとか。

あそこは、学童保育の場であつたり、いわゆる子供食堂のキッチンだとか、町の規模もあまり大きくはなく、美幌町前後ぐらいの町なので、その意味では、そのような複合施設は機能しているのだろうと思いました。

あと、津別町もその辺はしっかり確保されていて、広い、開放的な空間の中で運営されているというところでは、津別町の図書館もいい環境の場所だなとは思っております。

○議長（戸澤義典） ほかに質疑ありませんか。

13番大原昇さん。

○13番（大原 昇） 何点かあります。一つ一つよろしいでしょうか。議長。

○議長（戸澤義典） はい、いいですよ。

○13番（大原 昇） 3点も4点もあるものですから、一遍にやると……。

それでは、まず一つ目、25ページから26ページにかけてです。

25ページの1点目と2点目の中で、テーマに合わせた独自性のある配架をどうの、更新し新しい発見の場ということも言っていますけれども、この2点目で、本を楽しめるような空間の図書館、これは、具体的にどのようなイメージなのか。

ちょっと分からないので、まずこの一つだけ教えていただきたい。

○議長（戸澤義典） 大原議員、最初に、質問項目の四つを全部挙げてもらいたいです。

○13番（大原 昇） はい。

それと、3点目の中で、複合施設の内容の議論。

今、上杉議員も言いましたけれども、どうしてもどのようなものなのか、イメージが湧かないのですよ。松浦さんも言いましたけれど。

その中で、話が出たかどうか分かりませんけれども、道の駅だとか、学習の場だとか、あるいは憩いの場、委員会報告で憩いの場みたいなものがありましたよ。でも、そのようなものがどこまで出てきたのか分からない。その辺の話をもう一度、詳しく教えていただきたいと思います。

それと5点目、4点目と重なるのですけれども民間委託。

これも上杉さんの話の中で、民間委託をしたほうがいいという話でした。議論をしないけれども、委員長が言ったのですよ。委員会の中で議論をしていなかったけれども、この結論に達したと。

失礼ですけれども、これはあまりにも中身の少ない報告かなと。

この中で、仮に、民間委託をしたとします。委員会の中でのお話を聞きたいのですけれども、これをやった時点で、今、図書

館の検討委員会がありますよね。この専門団体はどうするのか。そのまま継続して、そのような方たちにもお話ができるのかどうか、そのような話もしたのか。

その人たちは、町民の声を上げていくわけですよ。そうすると、委託することによって、どこで町民の声を反映するのかをお聞きしたいのですけれど。

○議長（戸澤義典） 大きくは3点ということでもいいですか。

○13番（大原 昇） はい、まとめましたので。

○議長（戸澤義典） まずは、1点目の新しい発見の場、空間づくりについて。

7番稲垣淳一さん。

○7番（稲垣淳一） 質問ありがとうございます。

言葉足らずの面がありましたら、再度お尋ねいただければと思っています。

独自のテーマという部分では、ここどこまで具体的なものを出せるのか、出しているのかというのももちろんあったのですが、テーマとしては、例えば図書館の一般的な配架について。

要は、置き方としていろいろな分類、文学だとか、医療だとか、介護だとかあると思うのですけれども、それはそれでももちろん大事なことはあるのですが、例えば、何というのでしょうか、新しい商売を始めたい、例えばラーメン屋を始めたいという人がいて、それを調べに行ったとします。

そのときに、ラーメン屋という本を探してくるだとか、また、土地の借用の仕方という本を借りるだとか、いろんな借り方があると思うのですけれども、いわゆるパソコンで検索するような感覚で配架をしているところがあったのです。

ですから、例えばラーメン屋など商売をする、起業するとなれば、どの業種を起業するのか、その中にラーメン屋さんがあったとしたら、では、どのような店舗で、どのようなコンセプトでラーメン屋を開いた

らいいだとか、場所はどのぐらいの建坪で、どのぐらいの売上げを見込むだとか、そのようなものが調べられる連綿につながって、調べられる場所があるのです。これは札幌ですけれど。

さらに言うと、札幌はずば抜けているところではありますが、例えば、そこで行政書士の先生を紹介して、さらに細かく展開できる、商売に結びつけて展開していくということが教えてもらえるだとか、そのような展開ができる場所もある。そこまではレベルが高いかもしれませんが、まずは本の置き方。

いろいろな興味をさらに深掘りしていけるような本の置き方を、貸している場所、例えば大阪のこどもの本の森だとか。

それこそ、英語の本もあったりして、子供さんの場合は英語も日本語も関係ないということで、英語の宇宙の本だとか、動物の本だとか、そのようなものからまた親が読み聞かせも含めていろいろ展開していくというものがありました。

空間としては本当に広い空間が、いろいろなところを見ましたけれど、スペースとしては本当に広く、囲まれていない。

もちろん、学習するスペースは細かく仕切りはあるのかもしれませんが、通常、本を読んだり新聞を開けたりというところは、本当に広く、伸び伸びとした、広々とした、そのような場所が非常に多かったということがあります。

独自テーマということで、今の配架の問題もあったり、これは、美幌町の図書館もやっていることではあるのですが、定期的にテーマを、例えば、今月はおいしい正月の料理を食べようだとか、それを展開するコーナー——もちろん美幌町もやっていますが、それを深掘りしたり、いろいろな展開をしている図書館もあったりとか、そのように図書館が単なる本を読む場所ではなくて、それこそ学びの知識をより広げられる、そのような場所として展開してい

る図書館がいっぱいあったと、見てきた話であります。

○議長（戸澤義典）　まず、1点目から。

1点目はよろしいですか。（大原議員から「はい」と発言あり）

では、複合施設についてお願いします。

○7番（稲垣淳一）　複合施設のイメージということでしたか。（「はい」と発言する者あり）ここの最後に挙げていますけれども、我々は「まちなかに複合施設として整備することが望ましい」と。

いろいろな場所の選定はあったのですが、やはりどこでどのようなものを建てるか、あったらいいかというのは、議論が多くあったところではあります。

次回の話になるのであまり多くは語れませんが、それこそ学校が義務教育学校としたときに、廃校が出てくると。そのときに、もちろん廃校の利活用も十二分に検討しなければいけないというものもありました。

ただ、いろいろな考えの中で、いろいろなコミュニティを考える、いろいろな人が集まる場所という意味で、またその情報発信だとか、そのようなことを考えたときに、場所としてはまちなか整備……。

最後にも載せましたけれど、立地適正化計画関連で、いわゆるコンパクトシティという今の町の取組も考えた中で、私たちは、まちなかでの居場所づくり、複合施設を提案したらいいのではないかとということで、今回出した話であります。

○議長（戸澤義典）　13番大原昇さん。

○13番（大原　昇）　今、図らずしも、私が次に聞こうと思っていた複合施設の中で廃校。これから統廃合されて、どこの学校が空くのかは分かりません。今、教育委員会が一生懸命にやっていますけれどね。

それと、経済部所管の道の駅。

今、経済界あるいは町民から、道の駅を造ってはどうかという話も出てきています。そのような話も……。

今、統廃合の話、学校利活用は、委員会の中で出たという話は聞きました。あと、その道の駅に関係しての複合図書館というお話は出たのでしょうか。

道の駅、それと委員会で言っていたカフェだとか、あと学習の集いの場所だとか、いろいろ提案してきましたよね。大きい広場をつくるだとか、それらを含めて、特に道の駅も含めたお話は出てきたのでしょうかという話です。

○議長（戸澤義典）　7番稲垣淳一さん。

○7番（稲垣淳一）　まず最初に、道の駅を含めた複合施設ということに対しては、はい、それも十分に含まれた話は出ております。

すみません、もう一度言いますけれど、廃校の利用等につきましては、もちろん図書館の利用もいかがかという議論は出たのですが、結論から申しますと、それについては次回、3月定例会の後に再度、報告がありますけれども、廃校の使い道については、図書館や道の駅だとかとは、また違うアプローチが考えられるのではないかとという話で、あえて分けました。

確かに、いろいろな議論にはなったのですが、廃校についてまた違うアプローチでの展開を考えようということで、3月にまた委員会報告があります。

ということで、よろしいでしょうか。

後で委員会メンバーから怒られるかもしれませんが、民間委託に関しての深掘りがあまりできていないことを挙げたということに対しては、申し訳なく思っているところであります。

ただ、民間委託の関係についての話は、私の中で今きちんと答えられるためには抜けているところもありますので、後ほどの回答でもよろしいでしょうか。（「いい」と発言する者あり）申し訳ありません。

いや、後ほどというのは、休憩を挟んでもう一度説明したいという……。

申し訳ありません。

あと、町の検討委員会の人たちに対してどのようにするのだという話だったかと思うのですが、今現在、図書館の検討委員会は休止中というか、場所の選定もまだ決まっていないので、休止中だという話を聞いております。

ですから、ここにも書きましたけれども、私たちは、図書館の場所がどうのこうのも含めていろいろな議論がある中で、常にいろいろな情報が入ってきますので、検討委員会に関しては、休むことなくしっかりと定期的に運営をしていただきたいと。

そこで、我々としても、いろいろな提案・提言ができればと思っている次第であります。

○議長（戸澤義典） 13番大原昇さん。

○13番（大原 昇） 私がちょっと勘違いしていたのかもしれませんが。

図書館の中に、このような図書が多いと充実する……。何かありますよね、図書は、このようなものを置いたり、このようなものはいらない、このようなものをどうのこうのとか。図書自体に対しての、委員会の中で何かなかったですか。

図書館の中で立地だとか、僕は、そちらのほうイメージで言っていたのですけれども、今の委員長のお話の中では、検討委員会は、立地だとか、そのようないろいろなことでやっていると思ったものですから、それで今、検討委員会は休止していると。

ですから、僕はちょっと勘違いしていたのですけれども、図書館のよしあしを決めるだとか、いろいろな中で何かあったような……。ずっと残っているのです。今、思い出せないのですよ。

なかったらいいのですけれども、もしそのような部分、委員会の中で話したのであれば、その人たちに今提案した外部委託の中でどのような取扱い……。

なかったらいいのです。外部委託したことによって、図書の選定の仕方だと

か、よしあしの判断だとかをどのように——全部この外部委託の方に任せるのかどうか、お聞きしたい。

○議長（戸澤義典） 7番稲垣淳一さん。

○7番（稲垣淳一） 今の大原議員の御質問の答えとしては、本の選定だとかそのようなものは、全て司書さんがいろいろやっていらっしゃる部分なので、いろいろな方の協議はあるかもしれませんが、基本、司書の方がいろいろな選定だとか、そのようなものを考えてやっていらっしゃると、私は理解しています。

そこが外部委託とどうリンクするか、それは、また後々の話、決まった後の話になるかと思っています。

○議長（戸澤義典） 13番大原昇さん。

○13番（大原 昇） そこのですよ。

委員会では、外部委託をしたほうがいいという結論でやっているわけですよ。そうすると、今いる人たちの図書の選定だとか、非常に大事だと思っているのですよ。

これが民間委託となると、今教えてくれた司書の方たちが、どのような立場になるだとか、例えば、そこで受入れてくれだとか、私は、そこまでの議論をしていただきたかった。

先ほどそこまでしていないと言ったから、これ以上はもう言えないのですけれども、結論の仕方が早かったかなと思うだけの話なのですよ。

以上であります。

○議長（戸澤義典） 7番稲垣淳一さん。

○7番（稲垣淳一） もう一度、このような方法もあるよねという一つの提案であるということと、まず御理解いただきたいということと、これは絶対にやるといいというもの——やるといいといいますか、よく運営している場所もあるよという話をさせてもらいました。

それで、大原さんの懸念されるところは、実際にもし民間委託といいますか、そこで導入された場合、そのときのいろいろ

な細かい話。

さらに言えば、もう一度言いますけれど、司書の方は、本を選定する第一、基本の立場の方ですから、そこと民間の委託業者がどう連携してやっていくかというのは、私が今ここで申し上げるものではないと思っています。

○議長（戸澤義典） ほかに質疑はありませんか。

11番大江道男さん。

○11番（大江道男） 今、美幌町では、新しい図書館建設をめぐって、いろいろなお考えがある中で、今回の議会側の専門委員会として、先進地を視察されたと。

多分、私も含めて、行政の側からすれば、何でここを視察先として選ばれたのだろうという根本的な疑問があるのではないかな。

例えば、京都では、大学と一緒に頑張って費用半々で建てたよ、いいことだよなと。だけど、我が町では、そうはならない。あるいは、高名な建築家の寄贈によって図書館が造られ、その紹介が行われている。

では、我が町にとってみれば、手に届くものであれば、大いに参考にしたいと思うのですけれど、対象としては、ほとんどないなと。これを紹介されるということになれば、今現在進行形のものと、全然関係がないと、そのような思いで報告を聞かざるを得ないのですよね。

ここを選ばれた仕組みの中に非常に大事なものがあって、これは美幌も考えなければいけないよという意味のものが、私はまだ読み取れていないからお聞きするのですけれど。

いや、的を絞って先進地を見ても、そう簡単にはいかないの、見ることは見るけれど、ほとんど地元で報告してもしようがないなというものについては、紙面を割愛したりして行く場合も出てくるのですが。

今回、このように紹介されたという基本的な意味を聞かせていただければいいなと

いうことで質問いたしました。

○議長（戸澤義典） 7番稲垣淳一さん。

○7番（稲垣淳一） 視察先の選定については、美幌町と同規模程度の自治体を回って、そこにある施設だとか、考え方を学んできて、我が町にどう反映させるか、落とし込むかというものが、視察の選定先の話というのは、十分理解しているところあります。

今回、冒頭申しましたように、図書館との複合施設で運営している場所というところをまず検討して、ピックアップさせていただきました。

そこで、まさしく今、何十億円という規模で、京都国際マンガミュージアムがあったり、また今、大江さんがおっしゃる高名な建築家の施設というものがありました。が、我々としては、そのようなところを見てそこを選んだというよりも、あくまでも図書館といろいろな施設が複合して運営されているというコンセプトを学びに行ったという話であります。

ですから、規模がでかいから理由にはならないということは——そのような選定は置いておいて、そこでどのような運営をされているのか、図書館とどのようなものがくっついて、複合施設として運営されているのかというところを、私たちは視察に行きって学ぼうということで行った場所です。

今、御指摘いただいたように、お金の話だとか、規模がそぐわないよという話は、反省として考えるところもなくはないのですが、やはりこれだけの規模であっても、我々としてはコンセプトを学んで、それをしっかりと、この美幌町の規模でも反映させることができるのではないかという思いで選定して、学んで、視察報告とさせていただいていると御理解いただければ幸いです。

○議長（戸澤義典） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典） これで質疑を終わります。

以上で、経済教育常任委員会事務調査結果報告を終わります。

暫時休憩します。

再開は１３時１５分とします。

午後０時００分 休憩

午後１時１５分 再開

○議長（戸澤義典） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第５ 同意第３号

○議長（戸澤義典） 日程第５ 同意第３号美幌町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（平野浩司） 議案の２８ページをお開きいただきたいと存じます。

同意第３号美幌町固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明申し上げます。

本町固定資産評価審査委員会委員、菅原雅之氏は、令和６年１２月２４日をもって任期満了となるので、次の者を選任いたしたく、地方税法第４２３条第３項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

氏名、菅原雅之氏。

住所、生年月日につきましては、議案に記載のとおりでございます。

以上、御説明いたしました。

よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典） 質疑なしと認めます。

これから、同意第３号美幌町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決し

ます。

この採決は起立によって行います。

本件は、同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典） 起立多数です。

したがって、本件は同意することに決定しました。

◎日程第６ 議案第６５号

○議長（戸澤義典） 日程第６ 議案第６５号美幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（那須清二） 議案書２９ページになります。

議案第６５号美幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明を申し上げます。

美幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料により御説明いたしますので、参考資料２ページをお開きください。

資料１、議案第６５号関係。

美幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について。

改正目的でございますが、令和６年度の人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じまして、美幌町議会議員の期末手当の支給割合を変更しようとするものであります。

改正内容でございますが、期末手当の年間支給割合を３．４月分から３．５月分へ、０．１月分を引上げいたします。

令和６年度は、６月の期末手当を支給済みですので、１２月の期末手当を０．１月分

引き上げることとし、令和7年度以降については、6月及び12月の期末手当をそれぞれ0.05月分引上げいたします。

なお、参考資料3ページに条例の新旧対照表を掲載しておりますので、御参照いただければと思います。

施行日は、記載のとおりであります。

以上、議案第65号について御説明を申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典） 質疑なしと認めます。

これから、議案第65号美幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第66号

○議長（戸澤義典） 日程第7 議案第66号美幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（那須清二） 議案書31ページになります。

議案第66号美幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明を申し上げます。

美幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料により御説明いたしますので、参考資料4ページをお開き願います。

資料2、議案第66号関係。

美幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について。

改正目的でございますが、議案第65号と同様、令和6年度の人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じまして、町長、副町長、教育長の期末手当の支給割合を変更しようとするものであります。

改正内容であります。期末手当の年間支給割合を4.5月分から4.6月分へ0.1月分引上げいたします。

令和6年度は、6月の期末手当を支給済みですので、12月の期末手当を0.1月分引き上げることとし、令和7年度以降については、6月及び12月の期末手当をそれぞれ0.05月分引上げいたします。

なお、参考資料5ページに条例の新旧対照表を掲載しておりますので、御参照いただければと思います。

施行日は、記載のとおりでございます。

以上、議案第66号について御説明を申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典） 質疑なしと認めます。

これから、議案第66号美幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第67号

○議長（戸澤義典） 日程第8 議案第67号美幌町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（那須清二） 議案書32ページになります。

議案第67号美幌町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について御説明を申し上げます。

美幌町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料により御説明いたしますので、参考資料6ページをお開き願います。

資料3、議案第67号関係。

美幌町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について。

改正目的でございますが、令和6年度の人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じまして、職員等の給料、期末手当及び勤勉手当の改正を行おうとするものであります。

改正内容であります。本年の給与勧告のポイントとしては、民間給与の状況を反映して、約30年ぶりとなる高水準のベースアップとなります。

1点目として、美幌町職員の給与に関する条例の改正です。

一般職の給料について、初任給をはじめ若年層に重点を置き、そこから改定率を通減する形で、給料表の水準を上げいたします。

具体的には、大卒に係る初任給を2万3,800円、高卒に係る初任給を2万1,400円引上げ、平均改定率は3.3%となります。

また、一般職の期末手当及び勤勉手当の年間支給割合を4.5月分から4.6月分へ

0.1月分引上げ、引上げ分については、期末手当及び勤勉手当の支給月数へと反映いたします。

令和6年度は、6月の期末・勤勉手当を支給済みですので、12月の期末・勤勉手当をそれぞれ0.05月分引き上げることとし、令和7年度以降については、6月及び12月の期末勤勉手当をそれぞれ0.025月分引上げいたします。

次に、扶養手当については、配偶者の働き方に中立な制度に向かう社会状況の変化に対応するため、2年間で段階的に配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当を充実いたします。

次に、参考資料7ページになります。

通勤手当については、普通交通機関等に係る通勤手当支給限度額を引上げいたします。

次に、管理職員特別勤務手当については、平日深夜勤務に係る支給時間帯を、午前0時からを午後10時からに拡大するものです。

次に、給料の最低水準の引上げについては、若手・中堅者の早期昇格時や民間人材等の採用時の給与を改善するため、初号付近の号俸をカットして、各級の初号の額を引き上げるものです。

次に、級別基準職務表の改正については、今後、新たに採用を予定する言語聴覚士を職種に加えるものです。

次に、再任用職員の給料については、行政職給料表（1）との均衡を基本に改定するほか、期末・勤勉手当の年間支給割合を2.35月分から2.4月分へ0.05月分引上げ、引上げ分については、期末手当及び勤勉手当の支給月数へと反映いたします。

6月の期末・勤勉手当が支給済みのため、12月の期末・勤勉手当をそれぞれ0.025月分引き上げることとし、令和7年度以降については、6月及び12月の期末・勤勉手当をそれぞれ0.0125月分引上げいたします。

また、再任用職員に住居手当が支給できるよう改定いたします。

次に、参考資料 8 ページになります。

2 点目といたしまして、美幌町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の改正です。

給料表の改定のほか、期末手当の年間支給割合を 3.4 月分から期末・勤勉手当が支給できるものとし、合計で 3.45 月分へ 0.05 月分引上げいたします。

令和 6 年度は、6 月の期末手当を支給済みなので、12 月の期末手当を 0.05 月分引き上げることとし、令和 7 年度以降については、6 月及び 12 月の期末・勤勉手当をそれぞれ表に記載のとおり引上げいたします。

3 点目といたしまして、美幌町会計年度任用職員の給与等に関する条例の改正です。

給料表を職員に準じ引上げ改定するほか、期末手当及び勤勉手当についても、職員と同率での改定を行います。

なお、適用日についても、職員と同様に今回から遡及適用といたします。

4 点目として、美幌町職員の寒冷地手当に関する条例の改正については、民間の支給状況を踏まえ、支給月数を引上げ改定するものです。

条例の施行日は、参考資料に記載のとおりです。

なお、参考資料 9 から 11 ページに今回の人事院勧告の概要を、12 ページ以降に条例の新旧対照表を掲載しておりますので、御参照いただければと思います。

以上、議案第 67 号につきまして御説明を申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典） これから質疑を行います。

6 番上杉晃央さん。

○6 番（上杉晃央） 2 点、質問いたしましたと思います。

まず、参考資料にあります 7 ページの（7）に、国保病院で今後新たに採用を予定する言語聴覚士を職種に加えるということで、これは、医療職給料表の何号の適用になるのか。

それと、言語聴覚士が病院の中で、いわゆる患者さんだけの対応なのか、それとも町立病院として、地域に言語障がいを持つ方への対応ということで活動する予定がされているのか、その辺の状況が分かりましたらお願いしたいと思います。

次に、参考資料の 8 ページ目に、今回、会計年度任用職員の給与月額、それから期末・勤勉手当等が改正されるということです。

この表にございます職種ごとの改正前と改正後で、年収がどの程度増えるのかについて説明いただいて、議長にお取り計らいいただき、できれば資料としてここに追加で配信をしていただくか何かしていただければと思います。

よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典） ただいま資料の件がありました。

資料の件につきましては、要求するということで皆さんよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典） 資料は、後ほどお配りしていただきたいと思います。

言語聴覚士の件の答弁をお願いします。

総務部長。

○総務部長（那須清二） 言語聴覚士の給料表の適用につきましては、医療職給料表（2）の適用となります。

よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典） 病院事務長。

○病院事務長（但馬憲司） お答えいたします。

国保病院においては、言語聴覚士の採用を予定しているということで、来春以降の話になりますが、高齢の入院患者に対する食事の飲み込みの訓練をいたしたいという

のが、主たる内容でございます。

そのほかにも、脳神経外科の先生に来ていただいているということもありまして、脳疾患による発語の関係ですとか、そのようなものの対応ですとか、あと言語聴覚士でございますので、病院の中だけではなくて、一応、地域への還元も考えているところでございます。

○議長（戸澤義典） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典） これで質疑を終わります。

これから、議案第67号美幌町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第68号

○議長（戸澤義典） 日程第9 議案第68号美幌町税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

町民生活部長。

○町民生活部長（関 弘法） 議案書の70ページになります。

議案第68号美幌町税条例の一部を改正する条例制定について御説明を申し上げます。

美幌町税条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料により御説明申し上げますので、参考資料の60ページを御覧願います。

資料4、議案第68号関係。

美幌町税条例の一部を改正する条例制定

について。

改正目的でございますが、国民健康保険の適正かつ安定的な運営を確保するため、国民健康保険税の税率について改正を行おうとするものでございます。

改正内容でございますが、国民健康保険税の令和7年度の税率につきまして、現行税率に対し国民健康保険への加入者の所得に応じて算出する所得割について、プラス2.4%の12.9%に、また、一世帯当たり定額でかかる平等割をプラス2,000円の4万4,000円に、それぞれ引き上げる改正を行おうとするもので、加入者一人につき定額でかかる均等割は据置きます。

なお、介護分が対象外の方につきましては、所得割でプラス2%、平等割がプラス800円の引上げとなります。

詳細の内訳等につきましては、記載のとおりでございます。

次に、今回の税率改正による影響額でございます。

令和7年度当初における改正前と改正後と比較した場合となりますが、課税増加額が4,548万9,000円、上昇率9.7%で、これに収納率を反映させた実際の収入増加額を4,457万9,000円と見込んでございます。

また、保険税法定軽減分に対する交付金607万7,000円と合わせまして、合計で5,065万6,000円の収入増加を見込んでございます。

平均では、一人当たり1万1,721円、一世帯当たり1万8,123円の増となりますが、それぞれの加入者の所得状況、世帯状況によって異なってまいります。

そこで、下の表で、所得階層ごとに代表的な世帯の状況をお示ししてございます。

それぞれ1から7まで、年間の収入順で記載してございます。

一番左の1の階層は、全体の30%を占めてございますが、均等割と平等割のみかかる法定軽減を受けている階層でございま

して、主に、70代単身の年金収入者、年金の実収入が145万円の場合ですと、年間の差額は200円となります。

2と3につきましては、年金そして給与収入者が多い階層となりますが、それぞれ記載の構成では、差額は1万5,400円と4万900円となり、ここまでで加入者全体の75%を占めている状況でございます。

4から7で収入も上がってきますが、4は、給与収入や営業所得、いわゆる個人事業主が多く、5から7は、個人事業主と特に農業者が多い状況でございます、それぞれ記載の構成により、差額は、4の5万6,000円から6の15万5,200円となります。

なお、7につきましては、課税限度額となっている階層でございます、全体の8%となっております。

ここまでの、今回御提案いたします結果の改正内容でございます。

次に、この改正内容といたしました背景などにつきまして、順次、御説明をいたしますので、次の61ページを御覧願います。

まず、保険税率の決め方が変わってきておりますので、その内容につきまして御説明いたします。

平成30年度の大きな改革として、国保の財政運営が市町村単独から都道府県に移行する、いわゆる都道府県単位化が実施されました。

都道府県単位化後においては、都道府県が財政運営の中心的役割を担い、市町村は、道が策定した運営方針に基づき、引き続き保険税の賦課徴収などの事務事業を担ってございます。

保険税率の決め方として、まず、図の左側、都道府県単位化前におきましては、それぞれの市町村が、自分の市町村分の収納必要額を算出の上、市町村が保険税率を決定してございました。

なお、本町におきましては、基金繰入れを行い、税率を低く抑えてきております。

それが、平成30年度の単位化後でございますが、決定までの流れとしまして、今度は、道が北海道全体に係る医療費を推計し、定率国庫負担金収入を控除の上、北海道全体で必要とする納付金額を算出します。

つまり、北海道全体での医療費支出に対し国庫負担金を充てた後に、不足する財源を納付金として各市町村に求めることで、道が運営の中心的役割となって運営していくというものでございます。

納付金につきましては、市町村ごとにそれぞれの所得水準や加入者数が加味され決定、分配されますが、この納付金の額が保険税として集める金額となります。

あわせて、道では、市町村が納付金を納めるための保険税が収納できる税率、それを標準保険税率と言いますが、毎年、市町村ごとに算定、公表してございます。

そして、市町村は、この道の示す標準保険税率等を参考に税率を決定するというのが、基本的な流れでございます。

ただし、現在はこの仕組みですが、都道府県単位化の基本的な考え方で、道内のどこに住んでいても同じ給付を同じ保険料負担水準で受けられることが望ましいといったことから、運営方針におきまして、令和12年度に保険料水準の統一、統一保険料化を目指すといったことが明記されてございます。

このことにより、令和12年度からは、道が示した全市町村共通の税率、統一保険料率により賦課することになり、市町村ごとに独自に税率を決定することはありません。

また、統一保険料率になりますので、令和12年度以降は、基金を使った独自の保険税引下げはできません。

それでは次に、現状と税率改正が必要となる背景などにつきまして御説明をさせて

いただきますので、次の62ページを御覧願います。

まず、国保加入者の特徴としましては、特に近年では、団塊の世代の後期高齢者医療保険への移行による国保加入者の著しい減少と、近年の医療の高度化などによりまず一人当たり医療費の増加など、国保を取り巻く状況は依然、厳しいものとなっております。

このことから、加入者の減少幅と医療費の減少幅は比例せず、結果、保険税の負担割合税率は、必然的に増加傾向となる現状でございます。

本町の国保財政では、毎年収支不足が生じており、保有している基金を取崩しながらの運営が続いてございますが、このことは、必要な保険税収入の一部を基金で補いながら、税率については、なるべく大きな見直しを行わず据え置く中で、加入者の負担軽減を図ってきたということでございます。

しかしながら、これ以上、基金に頼る収支不足の解消は、非常に難しい状況になってきており、このままでは、将来の国保制度の維持・運営に支障が出ることが予想されてございます。

このため、町民誰もが安心して医療の提供を受けられる国保運営の維持のため、早急な収支不足の解消が課題となっております。

あわせて、令和12年度からの統一保険料化も見据え、持続可能な国保運営をしていくため、税率の見直しを行おうとするものでございますが、見直しの基本的な考え方としましては、加入者に急激な変化・負担が生じないよう、なおも残る基金を投入しながら、どの年度でどのような見直しを行うことが、統一保険料化までの期間の中で、トータルで、加入者の保険税負担を最小限に抑えられるかを考え、段階的な見直しを行うことが必要と考えてございます。

次の63ページを御覧願います。

財政状況の現状と今後について御説明いたします。

まず、上の改正前ですが、改正をしなかった場合にどうなるのかをシミュレーションしたものでございます。

なお、分かりやすくするために、保険税と基金が充てられていない、全て特定財源などで賄われている科目の収支は除いてございます。

まず、実績といたしましては、Cの行ですが、毎年収支不足が生じてございまして、Dの行になります。その不足分について基金を繰入れして対応してございます。

Eの行が基金残高でございますが、令和3年度に2億4,474万9,000円あった残高が、令和5年で1億7,222万5,000円に減っている状況でございます。

令和6年度の列を御覧ください。

本年度の見込み値となりますが、収支は引き続き赤字となっております。その不足額6,862万5,000円を基金からの繰入れで補う見込みとなっております。

団塊の世代の方の後期高齢者医療への移行が多い年度が続き、加入者数の減少が顕著で、保険税収入の減少が影響してございます。

今後の将来推計となりますが、令和7年度で保有基金の大部分を繰入れすることとなり、残高が2,470万8,000円となることが見込まれてございます。

その後も依然と収支不足が続き、令和8年度では、収支不足7,780万9,000円に残る基金を繰入れしても、なお不足する額は、差引き約5,000万円となるところでございます。

まずは、この不足額約5,000万円を解消するために、必要な税率設定について今回、御提案させていただいているところでございます。

そして、下の表が、令和7年度に税率改

正を行った場合でございます。

令和7年度で収入額が増加した結果、基金残高は7,536万4,000円まで回復し、令和8年度における約5,000万円の収支不足への対応も可能な状況となります。

また、さらに基金を保有できる状況にもなるところでございます。

このように、令和7年度で見直す意味として、令和7年度で基金額を回復させることで、令和8年度以降における税率の引上げ幅を極力抑え、結果、数年間のトータルにおいて、加入者の負担増加を最小限にしようとする考えからなるものでございます。

ここで、基金について、今後の保有の考え方を御説明したいと思いますが、資料の左下にその考え方がございます。

理論上、現在、道が示す標準保険税率により賦課徴収を行った場合には、納付金を納めるために必要な保険収入の確保がなされることになるため、基金で不足を補うことはなくなります。

よって、標準保険税率へ見直した場合、そして、後の統一保険料となった場合には、基金保有の必要性は低いものとなります。

しかしながら、道の納付金算定期と実際の保険税の賦課時期の違いの影響などにより、ぶれが生じてしまう場合がございます。

このことから、このぶれを補填する財源として、道では納付金額の5%、美幌町の場合、約3,500万円となりますが、この額を保有するよう示されてございます。

改正後において、令和9年度末での基金残高が241万3,000円となる見込みとなっております。

今回は、段階的な見直しとして、まずは、先ほど御説明しました令和8年度の収支不足の解消にポイントを当てて、改正を図るものでございます。

しかしながら、このような基金保有の考え方も併せ、今後さらなる税率の見直しについての検討は、必要と考えてございます。

次に、統一保険料化を見据えた中で、実際に道から示されている税率なども含め御説明申し上げますので、次の64ページを御覧願います。

道では、あくまでも見込みとして、現時点における統一保険料率、つまり、将来目指すべき税率について公表してございます。

そして、運営方針において、道内の市町村は、毎年度示されている参考とする税率、標準保険税率を参考としつつ、統一保険料率を一定のゴールと捉え、見直しの検討を進めることになっているところでございます。

そのイメージを図で掲載してございますが、現在、本町におきましては、まだ標準保険税率には至ってございません。

標準保険税率にすることで、基本基金の繰入れは不要となりますが、まだ保有する基金を繰入れし負担の抑制を図っている状況でございます。

資料右側の四角で囲った棒グラフは、令和6年度改正前税率、つまり現行税率と現在示されている標準保険税率の比較のグラフでございます。

赤の標準保険税率に対し、緑の現行税率が全て低く、特に所得割の差は大きい状況となっております。

なお、標準保険税率につきましては、毎年度、上昇していく見込みとなっております。

今回の改正は、標準保険税率の乖離率が高い所得割の増を軸に、被保険者一人当たりが負担いただく均等割は、特に低所得者層への影響を考慮し、今回の見直しでは据置き、平等割の増にとどめることで、世帯における増額の影響をできる限り抑えた内容としたところでございます。

本町では、現在の財政状況から、統一保険料化のありなしに関わらず、いずれにせよ、早い段階から徐々に税率の見直しは必要な状況にあります。

例えば、仮に、都道府県単位化が行われなかったとして、美幌町単独での運用を続けるとした場合、令和12年度では、道が示す統一保険料率をさらに上回る税率設定を行わないと、単独での運用はできない状況になることが見込まれてございます。

将来的な加入者の負担及び財政運営の安定化を考えると、都道府県単位化、そして統一保険料化は、本町においては有利な制度であると言えます。

次の65ページを御覧願います。

最後に、参考としてではありますが、段階的な見直しのイメージでございます。

イメージの例として、このAとBの段階的な見直しの最小幅と最大幅のラインの範囲において、毎年、納付金などの状況を勘案の上、検討、見直しをしていく考えでございます。

いずれにしても、加入者の皆様にとって急激な負担上昇とならないよう、統一保険料化までの期間において、トータルで保険税負担を最小限に抑えられるような税率設定を第一に考えてございます。

以上、改正内容と改正に係る背景などについて御説明申し上げました。

なお、参考資料66ページから72ページに新旧対照表を添付してございますので、御参照いただければと思います。

根拠法令は地方税法。

施行日は、令和7年4月1日でございます。

以上、議案第68号について御説明申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典） 質疑なしと認めま

す。

これから、議案第68号美幌町税条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第69号

○議長（戸澤義典） 日程第10 議案第69号美幌町営住宅管理条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（遠國 求） 議案の72ページをお開き願います。

議案第69号美幌町営住宅管理条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

美幌町営住宅管理条例の一部を改正する条例を次のとおり制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の73ページをお開き願います。

資料5、議案第69号関係。

条例名は、省略させていただきます。

改正の目的であります、平成16年度に当初契約した借上げ公営住宅3棟24戸について、20年間の契約期間満了後に再借上げを実施するに当たり、駐車場の使用料の改正が必要なため、条例の一部を改正するものであります。

改正内容であります、別表第1に定める借上げ公営住宅駐車場の月額使用料について、基準地の土地公示価格の改正に伴い、以下に記載のとおり、減額し改正するものでございます。

新旧対照表については、74ページを御

参照願います。

施行日は令和6年12月17日で、ただし、第2条は令和7年1月28日でございます。

以上、御説明申し上げました。

よろしく願いいたします。

○議長（戸澤義典） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典） 質疑なしと認めます。

これから、議案第69号美幌町営住宅管理条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（戸澤義典） 暫時休憩します。

再開は14時5分とします。

午後1時54分 休憩

午後2時 5分 再開

○議長（戸澤義典） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第11 議案第70号

○議長（戸澤義典） 日程第11 議案第70号令和6年度美幌町一般会計補正予算（第6号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（那須清二） 議案書73ページになります。

議案第70号令和6年度美幌町一般会計補正予算（第6号）について御説明を申し上げます。

令和6年度美幌町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

今回の補正は、子ども医療費の増加見込みによる医療費扶助の追加をはじめ、畑地化促進事業の実施に伴う農林水産省の間接補助金の追加をするほか、人事院勧告に基づく給与改定に係る人件費の整理などを行うものであります。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,373万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ139億8,520万3,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書により御説明いたします。

債務負担行為の補正。

第2条、債務負担行為の変更は、第2表、債務負担行為補正により御説明いたします。

地方債の補正。

第3条、地方債の変更は、第3表、地方債補正により御説明いたします。

それでは、債務負担行為補正から御説明いたしますので、議案書78ページをお開き願います。

第2表、債務負担行為補正でございます。

議案第69号で御説明のとおり、平成16年度に契約した借上げ公営住宅3団地の契約期間20年が満了するため、再借上げに係る債務負担行為を設定していましたが、近傍同種家賃を算定する際に用いる国が示す建築物価の変動率が変更し、借上料が増額となることから、限度額を2億3,526万円から2億4,319万4,000円に変更いたします。

次に、議案書79ページをお開きください。

第3表、地方債補正でございます。

1段目の東陽小学校体育館照明LED化事業から3段目の美幌中学校体育館照明LED化事業は、事業費の確定に伴う予算の整理で、それぞれ補正後の限度額欄に記載

のとおり減額となります。

脱炭素化推進事業債の借入れを予定しており、充当率は90%、交付税措置は50%であります。

以上のとおり、地方債の限度額を補正前の10億865万2,000円から補正後の10億835万2,000円といたします。

続いて、歳出について御説明いたしますので、90、91ページをお開き願います。

3、歳出になります。

増額補正を中心に御説明させていただきます。

2款総務費、1項、5目企画費、24節積立金20万8,000円は、ふるさとづくり基金に係る預入利率の増による積立金利子の増額です。

なお、参考資料75ページ、資料6に、各基金の年度末予定残高を掲載しておりますので、後ほど御確認をいただければと思います。

92、93ページをお開きください。

3款民生費、1項、1目社会福祉総務費、1、社会福祉推進事業費の増、積立金34万3,000円は、10月5日、社会福祉法人恵和福祉会主催のチャリティーゴルフコンペ並びに親睦会の参加者一同様から、社会福祉のために役立ててほしいと10万9,500円の御寄附を、また、10月13日、アートトラック神威、代表、前田利幸様から、交通遺児支援や社会福祉のために役立ててほしいと10万円の御寄附を、また、10月29日、元町在住の大井静子様から、社会福祉に役立ててほしいと3万円の御寄附がございましたので、それぞれ福祉基金に積み立てるほか、預金利率の増による積立金利子の増額となります。

その下、3、国民健康保険特別会計負担事業費の減、168万7,000円の減額と、その下の3目高齢者福祉費、7、後期高齢者医療特別会計負担事業費の減、870万5,000円の減額及び94、95

ページになります。

8、介護保険特別会計負担事業費の増、271万5,000円につきましては、給与改定及び会計間異動に伴う人件費の補正等による特別会計繰出金の予算の整理になります。

4款衛生費、1項、1目保健衛生総務費、2、子ども医療費助成事業費の増、扶助費、子ども医療費扶助784万3,000円につきましては、冬季間の医療費増加の見込みによる増額です。

その下、3、他会計負担事業費の増、14万4,000円の増額につきましても、人件費の補正による個別排水処理事業会計補助金の予算整理であります。

5目保健福祉総合センター費、1、保健福祉総合センター管理運営事業費の増、修繕料46万円は、プレールームにおけるタイルカーペットの張り替え及びエレベーター各種バッテリー等の部品交換のための費用となります。

その二つ下、庁用備品は、調理実習室の冷蔵庫の更新費用として21万3,000円を、その上の手数料5,000円は、冷蔵庫更新のためのリサイクル手数料の追加となります。

機械器具67万円につきましては、体組成計の更新のための予算計上ですが、プレールームのタイルカーペットの張り替えと併せ、その財源には、10月10日に明治安田生命保険相互会社釧路支社様から受領した寄附金を活用させていただきます。

96、97ページになります。

6款農林水産業費、1項農業費、4目農業振興費、1、農業振興事業費の増、補助金、畑地化促進事業土地改良区決済金等支援補助金1,032万円は、水田を畑地化して畑作に取り組む農業者に対して、畑地化に伴い生じる費用を支援するもので、この支援は、農業者の経営安定を図るために実施している国の対策事業の一つであります。

今回の補助金については、5名の農業者が採択に向けて申請していたところですが、道から割当内示を受けたことから、町の間接補助事業として予算計上するもので、その全額が国費で措置されます。

中段の2項林業費、1目林業総務費、2、林業推進事業費の増、積立金226万8,000円は、8月30日、石上車輛株式会社様より224万7,000円の森林整備協定に基づく御寄附がございましたので、未来への森づくり基金へ積立てをするほか、預金利率の増による積立金利子の増額を見込んでおります。

98、99ページになります。

8款土木費、4項都市計画費、3目公共下水道費、1、他会計負担事業費の減、2,227万5,000円は、給与改定及び会計間異動に伴う人件費の補正による公共下水道事業会計補助金の予算整理になります。

下段の5項住宅費、2目住宅管理費、1、公営住宅管理事業費の増、施設等借上料18万円は、第2表、債務負担行為補正で御説明いたしましたので、説明を省略させていただきます。

100、101ページになります。

9款消防費、686万9,000円は、給与改定に伴う人件費の補正による美幌・津別広域事務組合負担金の予算整理になります。

10款教育費、1項、2目事務局費、1、教育委員会事務局活動事務費の増、積立金20万4,000円は、預金利率の増による積立金利子の増額です。

その下、3目教育振興費、2、学校教育振興事業費の増、事務事業協力報償58万6,000円は、スクールカウンセラーの利用回数及び利用時間の増による報償費の追加となります。

その下、5目語学指導外国青年招致事業費、1、語学指導外国青年招致事業費の増、13万8,000円は、ALTの活動回数

の増による公用車燃料及び公宅灯油の増による燃料費の追加となります。

102、103ページになります。

5項保健体育費、1目保健体育総務費、3、未来のアスリート応援事業費の増、補助金、全国・全道競技大会選手派遣補助金150万円は、全国・全道大会参加見込数の増による予算の追加計上となります。

104、105ページになります。

12款職員給与費、1項、1目職員給与費、1、職員給与支給事務費の増、366万6,000円の増額は、給与改定及び会計間異動に伴う予算の整理となります。

2、会計年度任用職員給与支給事務費の増、4,773万7,000円の増額につきましても、給与改定に伴う予算の整理となります。

なお、参考資料の76ページ、資料7に、給与改定の所要額調書を、参考資料77ページ、資料8に、会計年度職員に係る給与改定の所要額調書を添付しておりますので、御確認をいただければと思います。

次に、歳入につきまして御説明いたしますので、84、85ページにお戻り願います。

10款地方特例交付金、1項、1目地方特例交付金7,537万5,000円は、賃金上昇が物価高に迫っていない国民の負担を緩和するため、令和6年分所得税3万円及び令和6年度分個人住民税1万円の定額減税を令和6年6月から実施していますが、これに伴う地方財政の減収について措置されたことによる増額となります。

11款地方交付税、1項、1目地方交付税7,926万円は、普通交付税の額の確定に伴う増額であります。

下段の16款道支出金、2項道補助金、3目衛生費道補助金、1節保健衛生費補助金、子ども医療費助成事業医療費補助金の増、108万9,000円は、対象経費の増に伴うものです。

4目農林水産業費道補助金、1節農業費

補助金1,032万円は、歳出で御説明いたしましたが、水田を畑地化して畑作に取り組む農業者に対して、畑地化に伴う費用の補助事業の採択による間接補助に対応する予算計上であります。

86、87ページをお開きください。

17款財産収入、1項、2目利子及び配当金64万1,000円につきましては、各種基金に係る預金利率の増によるものです。

18款寄附金、1項、1目一般寄附金、企業版ふるさと納税の増、200万円は、6月13日、株式会社道央環境センター様から100万円を、11月26日、株式会社アルムシステム様、株式会社アルム様、株式会社十勝あすなろ会様から合計で100万円の御寄附があったものです。

2目民生費寄附金、社会福祉費寄附金の増、23万9,000円は、10月15日、社会福祉法人恵和福祉会主催のチャリティーゴルフコンペ並びに親睦会の参加者一同様から、社会福祉のために役立ててほしいと10万9,500円の御寄附を、10月13日、中標津町のアートトラック神威、代表、前田利幸様から、交通遺児支援や社会福祉のために役立ててほしいと10万円の御寄附を元町在住の大井静子様から、社会福祉のために役立ててほしいと3万円の御寄附をそれぞれいただいております。

その下、保健福祉費寄附金は、10月10日、明治安田生命保険相互会社釧路支社様より、町民の健康増進・福祉・子育て支援などに役立ててほしいと82万4,300円の御寄附をいただいております。

3目農林水産業費寄附金、林業費寄附金の増、224万7,000円は、8月30日、石上車輛株式会社様より、森林整備協定に基づく御寄附をいただいております。

4目教育費寄附金、保健体育費寄附金は、8月20日、美幌町民親睦ゴルフ実行委員会様から、スポーツ活動の普及とスポーツ振興に役立ててほしいと2万6,000

円の御寄附をいただいたものであります。

19款繰入金は、財源調整及び事業費の確定などに伴う予算の整理になります。

20款繰越金は、次のページとなります。

1項、1目、1節前年度繰越金7,556万4,000円は、令和5年度決算に係る前年度繰越金について、今回の補正により全額を支消いたします。

22款町債につきましては、第2表、地方債補正で御説明いたしましたので、説明を省略させていただきます。

以上、議案第70号令和6年度美幌町一般会計補正予算（第6号）につきまして御説明を申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典） これから質疑を行います。

2番馬場博美さん。

○2番（馬場博美） 1点だけ、説明をお願いしたいと思います。

105ページ、12款、1項、1目職員給与費、職員給与支給事務費の増、一般職級799万7,000円の減について。

先ほど、部長から説明がありました参考資料の76ページ、給与改定の所要額調書の一般のところ、給料が799万7,000円の減、人員のところがマイナス11名になってございます。

これは、当初予算の計上から退職者含めて11名減になったと思うのですが、この11名について、一般職事務の方、技術職の方、それぞれ何名になるのか、そして799万7,000円の減になるのか。

それと、現在、このことについて、いろいろ職員採用とかをやられている中、中途採用、社会人枠ですか、やられていると思うのですが、この11名、来年度に向けて、11名の方が全部確保されたのかどうか。

特に、技術系の方は大変だと思いますの

で、その辺の状況をお知らせください。

お願いいたします。

○議長（戸澤義典） 総務課長。

○総務課長（鶴田雅規） 11名減の内訳でございます。

予算資料でございますので、この11名の中には、予算が決まった後、令和5年度の最後のほうに急に退職した方、その分の減額も入っています。ですから、令和5年度末までに退職した人数は6名です。

それから、今年度、令和6年度に入っからの退職者が5名であります。

内数としては、技術職ですと土木技術職が1名、それから、林業技術職が2名退職となっております。

その分の採用状況なのですけれども、今年度、来年度に向けた採用試験を既に実施しておりまして、現在のところ、大卒で4名内定、それから、高校卒で6名の内定を出しております。

また、それに加えまして、社会人採用分で1名。

これは、全部一般事務職の数字になっておりまして、これだけで今11名。

プラス、今、林業技術者を1名内定、早ければ年度内からの勤務があるかもしれないですけれども、今年1名の内定を出しているところでございます。

○議長（戸澤義典） 2番馬場博美さん。

○2番（馬場博美） 状況については分かりましたけれど、1点だけ。

退職された方の補充ということで、新規採用や社会人枠をやられているということですが、技術系の職員は、きちんと確保されているのかどうか、その1点だけ説明お願いします。

○議長（戸澤義典） 総務課長。

○総務課長（鶴田雅規） 申し訳ございません。

先ほどの答弁ですが、来年度に向けて土木技術職も1名、今、内定を出しているところでございます。

土木技術職についてもまだ足りていない部分もあろうかと思っておりますので、北見工大さんに年に数回お邪魔させてもらったりですとか、あと試験も随時募集をかけている状況ではございます。

○議長（戸澤義典） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典） これで質疑を終わります。

○議長（戸澤義典） これから、議案第70号令和6年度美幌町一般会計補正予算（第6号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第71号

○議長（戸澤義典） 日程第12 議案第71号令和6年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

町民生活部長。

○町民生活部長（関 弘法） 議案書の107ページになります。

議案第71号令和6年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

令和6年度美幌町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ41万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億4,252万2,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書に

より御説明申し上げます。

歳出から説明いたしますので、議案書 116、117 ページを御覧願います。

3、歳出。

1 款総務費、1 項、1 目一般管理費につきましては、会計年度任用職員 1 名分の給与改定に伴う報酬等の増額と正職員 9 名分の給料、職員手当、共済費等について、給与改定に伴う増額及び人事異動に伴う職員の会計間異動などを精査した結果、168 万 7,000 円を減額するものでございます。

3 款国民健康保険事業費納付金につきましては、財源振替になります。

4 款保健事業費、1 項、1 目保健衛生普及費 127 万 1,000 円の増額につきましては、会計年度任用職員 3 名分の報酬等について、給与改定に伴い増額となるものでございます。

2 目特定健康診査等事業費につきましては、財源振替になります。

次に、歳入について御説明いたしますので、114、115 ページにお戻り願います。

2、歳入。

5 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 168 万 7,000 円の減額につきましては、職員給与費等の人件費に係る一般会計からの繰入りを減額するものでございます。

2 項基金繰入金、1 目国民健康保険基金繰入金 1,912 万 8,000 円の減額につきましては、その下、6 款繰越金で、この分の財源を前年度繰越金に求め、2,039 万 9,000 円を計上することに伴う財源調整でございます。

以上、議案第 71 号について御説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（戸澤義典） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典） 質疑なしと認めま

す。

これから、議案第 71 号令和 6 年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 13 議案第 72 号

○議長（戸澤義典） 日程第 13 議案第 72 号令和 6 年度美幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

町民生活部長。

○町民生活部長（関 弘法） 議案書の 121 ページになります。

議案第 72 号令和 6 年度美幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について御説明申し上げます。

令和 6 年度美幌町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,228 万 6,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 8,431 万円とする。

第 2 項につきましては、事項別明細書により御説明申し上げます。

歳出から御説明いたしますので、議案書 130、131 ページを御覧願います。

3、歳出。

1 款総務費、1 項、1 目一般管理費につきましては、正職員 1 名分の給料、職員手当、共済費等について、給与改定に伴う増額と人事異動に伴う職員の会計間異動などを精査した結果、138 万 2,000 円を減

額するものでございます。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金 1,090 万 4,000 円の減額につきましては、まず、前年度の広域連合への市町村負担事務費の精算分を今年度で精算することに伴い、事務費負担金について 63 万 6,000 円減額し、また、保険基盤安定負担金の確定及び保険料の実績見込みにより、保険料等負担金を 1,026 万 8,000 円減額するものでございます。

次に、歳入について御説明いたしますので、128、129 ページにお戻り願います。

2、歳入。

1 款後期高齢者医療保険料につきましては、実績見込みにより、特別徴収保険料を 1,033 万 3,000 円減額し、普通徴収保険料を 537 万 3,000 円増額するものでございます。

2 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目事務費繰入金 201 万 8,000 円の減額につきましては、人件費に係る繰入れを減額するもので、その下、2 目保険基盤安定繰入金 668 万 7,000 円の減額につきましては、保険料の軽減措置分の確定に伴い減額するものでございます。

3 款繰越金につきましては、前年度繰越金の確定による補正でございます。

以上、議案第 72 号について御説明申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典） 質疑なしと認めます。

これから、議案第 72 号令和 6 年度美幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 14 議案第 73 号

○議長（戸澤義典） 日程第 14 議案第 73 号令和 6 年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（立花良行） 議案の 133 ページをお開き願います。

議案第 73 号令和 6 年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）につきまして御説明申し上げます。

令和 6 年度美幌町の介護保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 283 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 22 億 3,171 万 1,000 円とする。

第 2 項につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

歳出から御説明いたしますので、議案の 142 ページ、143 ページをお開き願います。

今回の補正につきましては、職員給与の改定及び会計間異動等に伴う人件費の増、それから基金積立金の預入利率の増によるものであります。

3、歳出。

1 款、1 項、1 目一般管理費、給与改定に伴う給与及び手当等の増額になります。

人事異動に伴う会計間異動の人件費を精査した結果、178 万円増額するものでございます。

その下、3 項介護認定審査会費、1 目介護認定審査会費、介護認定審査会運営事務

費 51 万 5,000 円の増、その下、2 目調査認定費、介護認定調査事務費 42 万円の増につきましては、会計年度任用職員の給与及び手当等の改定に伴うものでございます。

その下、4 款、1 目介護保険基金積立金 12 万 1,000 円の増額は、預入利率の増によるものでございます。

次に、歳入につきまして御説明いたしますので、議案書の 140 ページ、141 ページをお開きください。

2、歳入。

6 款財産収入、1 項、1 目利子及び配当金につきましては、介護保険基金の預入利率の増による介護保険基金利子 12 万 1,000 円を増額するものでございます。

7 款繰入金、1 項、4 目その他一般会計繰入金につきましては、人件費の増額に伴い、271 万 5,000 円を増額するものでございます。

以上、議案第 73 号につきまして御説明をいたしました。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典） 質疑なしと認めます。

これから、議案第 73 号令和 6 年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 15 議案第 74 号

○議長（戸澤義典） 日程第 15 議案第 74 号令和 6 年度美幌町水道事業会計補正

予算（第 2 号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（遠國 求） 議案の 147 ページをお開き願います。

議案第 74 号令和 6 年度美幌町水道事業会計補正予算（第 2 号）についてを御説明申し上げます。

総則。

第 1 条、令和 6 年度美幌町の水道事業会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

今回の補正につきましては、給与改定及び人事異動等による人件費の補正並びに企業債の利息額及び償還額の確定に伴う減額補正、国の高規格道路事業、国道 39 号高野端野道路の事業実施延期による水道施設補償工事関連の減額を行おうとするものであります。

業務の予定量の補正。

第 2 条、令和 6 年度美幌町水道事業会計予算第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

主要な建設事業は、国道 39 号高野端野道路の事業実施の延期による減額であります。

収益的収入及び支出の補正、第 3 条及び資本的収入及び支出の補正、第 4 条につきましては、補正予算実施計画書及び説明書で御説明申し上げます。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正。

第 5 条、予算第 7 条に定めた経費は、記載の金額のとおり補正しようとするものであります。

次に、150、151 ページをお開き願います。

補正予算実施計画書及び説明書、収益的収入であります。

1 款、2 項、3 目雑収益 21 万 1,000 円の増につきましては、給与改定に伴う下水道排水施設業務負担金の増額でありま

す。

次に、152、153ページをお開き願います。

収益的支出。

1款、1項、2目配水及び給水費、記載の金額は、職員1名分の給与改定に伴う給料、手当及び法定福利費の増額であります。

3目業務費、記載の金額は、職員4名分の給与改定及び人事異動に伴う給料の減額、手当等の増額及び法定福利費の減額並びに会計年度任用職員報酬の増額であります。

4目総係費、記載の金額は、職員1名分の給与改定に伴う給料、手当等、法定福利費及び負担金の増額であります。

次に、154、155ページをお開き願います。

2項、1目支払利息及び企業債取扱諸費、企業債利息423万5,000円の減につきましては、令和5年度に借入れをした企業債の利息額が確定したことによる減額であります。

次に、156、157ページをお開き願います。

資本的収入であります。

1款、3項、1目工事負担金、高野第一加圧ポンプ所移設負担金2,550万円の減につきましては、国道39号高野端野道路事業が、昨年に引き続き延期となったことから、減額をするものであります。

次に、158、159ページをお開き願います。

資本的支出であります。

1款、1項、1目浄水排水設備費、給料、手当等、法定福利費は、職員2名分の給与改定に伴う増額であります。

委託料、水道施設整備事業、高野第一加圧ポンプ所移設実施設計委託料2,550万円の減は、国道39号高野端野道路の事業延期に伴い、支障となる高野第一加圧ポンプ所の移設に係る実施設計を、来年度以降

に延期することによる減額であります。

2項、1目企業債償還金151万6,000円の減につきましては、令和5年度に借入れをした企業債の償還元金額が確定したことによる減額であります。

以上、御説明申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典） これから質疑を行います。

13番大原昇さん。

○13番（大原 昇） 高野地区の水道事業のことについてお伺いしたいのですけれども、今、確かに高規格の事業をやっている、国道から今やっているところには、工事車両を結構手配していると思います。その関係で、事業が遅れているのかなと思います。

この事業は、いつから再開できるのか、見込み時期というものが分かれば、教えてください。

それと、この事業を行うときに、高野地区の住民の方たちに対して——言い方がちょっとおかしいですね、住民の方たちへの水道に関する影響はないのか。

例えば、1日なら1日、水道を止めてその事業をやるだとか、すぐ回してやるので影響はないだとか、その辺のことが分かれば、教えてくださいと思います。

○議長（戸澤義典） 上下水道課長。

○上下水道課長（石山隆信） 御答弁申し上げます。

今回、減額となった高野第一加圧ポンプ所につきましては、今、高野のインター付近にございまして、今回、減額となる理由としましては、高野インターの設計は当初、開発建設部が行っていたのですが、昨年は用地処理という理由で、1年先送りという御説明を申し上げます。

今年につきましては、ちょうどインターの線形について、町道の取り合いですとか、一般住宅の取り合いとか、再検討が必要だというお話がございまして、今回は見

送りし取下げさせてもらうということでございます。

一般住宅等の、例えば給水の影響等でございますけれども、今回、実施設計を取下げましたが、委託の設計の中で一般町民に対する水道の断水だとか、そのような影響がないような設計にしたいと考えてございます。

今の時点では、まだ位置も決まっておりませんので、どのように影響してくるかという御説明は申し上げられませんが、断水だとか、そのようなことはできるだけない形で、実施設計については検討してまいりたいと考えております。

それと、今の線形の見直しにつきましては、令和7年度に見直しを行いたいという旨の連絡はいただいております。

その線形が決まった後に、実施設計を委託発注するような形で考えておりますので、今回取下げする高野第一加圧ポンプ所の移設実施設計につきましては、令和8年度で計上したいと考えております。

よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典） これで質疑を終わります。

これから、議案第74号令和6年度美幌町水道事業会計補正予算（第2号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第75号

○議長（戸澤義典） 日程第16 議案第75号令和6年度美幌町公共下水道事業会

計補正予算（第1号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（遠國 求） 議案の167ページをお開き願います。

議案第75号令和6年度美幌町公共下水道事業会計補正予算（第1号）についてを御説明申し上げます。

総則。

第1条、令和6年度美幌町の公共下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

今回の補正につきましては、給与改定及び人事異動等による人件費の補正及び建設事業費の確定などによる予算の整理、企業債の利息確定に伴う減額を行おうとするものであります。

収益的収入及び支出の補正、第2条及び資本的収入及び支出の補正、第3条につきましては、補正予算実施計画書及び説明書で御説明申し上げます。

企業債の補正。

第4条、公共下水道事業は、国庫補助事業の減に連動し企業債が減額するもので、限度額を1億5,740万円から1,290万円減額し、1億4,450万円とするものであります。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正。

第5条、予算第7条に定めた経費は、記載の金額のとおり補正しようとするものであります。

他会計からの補助金の補正。

第6条、予算第8条に定めた他会計からの補助金については、記載の金額のとおり補正しようとするものであります。

次に、170、171ページをお開き願います。

補正予算実施計画書及び説明書、収益的収入であります。

1款、1項、2目負担金、他会計負担金

33万円の増につきましては、人事異動に伴う個別排水処理事業会計負担金の増額であります。

4目国庫補助金2,470万円の減につきましては、本町が要求しておりました補助事業について、交付決定額が減額となったため、予定しておりました事業の未実施による減額であります。

2項、1目他会計補助金2,440万9,000円の減につきましては、収益的支出が減少したことに伴い、財源調整である一般会計繰入金の減額であります。

次に、172、173ページをお開き願います。

資本的支出。

1款、1項、2目処理場費、委託料4,933万1,000円の減につきましては、予定しておりました補助事業の交付決定額が減額となったため、事業の未実施による減額であります。

4目総係費、記載の金額は、職員1名分の給与改定に伴う給料、手当等、法定福利費及び他会計負担金の増額であります。

2項、1目支払利息及び企業債取扱諸費、企業債利息44万1,000円の減につきましては、令和5年度に借入れをした企業債の利息額が確定したことによる減額であります。

次に、174、175ページをお開き願います。

資本的収入であります。

1款、1項、1目企業債1,290万円の減につきましては、第4条、企業債の補正で御説明いたしましたので、省略させていただきます。

2項、1目国庫補助金1,290万円の減につきましては、補助事業の交付決定額の減額により、予定しておりました事業の未実施による減額であります。

2目他会計補助金213万4,000円の増につきましては、資本的支出の人件費が増加したことに伴い、財源調整である一般

会計繰入金の増額であります。

次に、176、177ページをお開き願います。

資本的支出。

1款、1項、1目公共下水道建設事業費、給料、手当等、法定福利費は、職員1名分の給与改定及び会計間の異動に伴う給料の減額及び手当等、法定福利費の増額であります。

委託料2,340万円の減及び補償費240万円の減につきましては、補助事業の交付決定額の減額により、予定しておりました事業の実施による減額であります。

以上、御説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（戸澤義典） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典） 質疑なしと認めます。

これから、議案第75号令和6年度美幌町公共下水道事業会計補正予算（第1号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第76号

○議長（戸澤義典） 日程第17 議案第76号令和6年度美幌町個別排水処理事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（遠國 求） 議案の185ページをお開き願います。

議案第76号令和6年度美幌町個別排水処理事業会計補正予算（第1号）について

を御説明申し上げます。

総則。

第1条、令和6年度美幌町の個別排水処理事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

今回の補正につきましては、給与改定等による他会計補助金及び建設事業費の確定による予算の整理、負担金の補正並びに企業債の利息額の確定に伴う減額補正を行おうとするものであります。

収益的収入及び支出の補正、第2条及び資本的収入及び支出の補正、第3条につきましては、補正予算実施計画書及び説明書で御説明申し上げます。

企業債の補正。

第4条、個別排水処理施設整備事業は、事業の実績に基づき減額するもので、限度額を4,150万円から10万円減額し、4,140万円とするものであります。

他会計からの補助金の補正。

第5条、予算第7条に定めた他会計からの補助金については、記載の金額のとおり補正しようとするものであります。

次に、188、189ページをお開き願います。

補正予算実施計画書及び説明書、収益的収入であります。

1款、2項、1目他会計補助金18万円の増につきましては、収益的支出が増加したことにより、不足する財源を一般会計に求めるものであります。

次に、190、191ページをお開き願います。

収益的支出。

1款、1項、3目総係費33万8,000円の増につきましては、給与改定に伴う下水道事業会計及び水道事業会計負担金の増額であります。

2項、1目支払利息及び企業債取扱諸費、企業債利息15万8,000円の減につきましては、令和5年度に借入れをした企業債の利息額が確定したことによる減額で

あります。

次に、192、193ページをお開き願います。

資本的収入であります。

1款、1項、1目企業債10万円の減につきましては、第4条、企業債の補正で御説明いたしましたので、省略させていただきます。

2項、1目他会計補助金3万6,000円の減につきましては、資本的支出の減額に伴い、財源調整である一般会計繰入金の減額であります。

次に、194、195ページをお開き願います。

資本的支出。

1款、1項、1目個別排水処理施設建設事業費、委託料13万6,000円の減は、今年度実施しました浄化槽の標準図作成業務の実績による減額であります。

以上、御説明申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典） 質疑なしと認めます。

これから、議案第76号令和6年度美幌町個別排水処理事業会計補正予算（第1号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第77号

○議長（戸澤義典） 日程第18 議案第77号令和6年度美幌町病院事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

病院事務長。

○病院事務長（但馬憲司） 議案書は、203ページになります。

議案第77号令和6年度美幌町病院事業会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、収益では、マイナ保険証の利用促進に関する助成金及び給食食材費高騰に対する支援金の計上、費用では、人事院勧告に基づく職員の給与改定及び人事異動並びに年度途中の就職退職に伴う人件費の補正と、診療及び施設の維持に必要な施設器具等の修繕料及び企業債支払利息の増額補正を行おうとするものでございます。

総則。

第1条、令和6年度美幌町の病院事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条の収益的収入及び支出の補正につきましては、後ほど実施計画書及び説明書で御説明を申し上げます。

第3条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正につきましては、今回の人件費の補正に伴い、職員給与費の総額を1,034万8,000円増額し、12億3,097万9,000円にしようとするものであります。

次に、204、205ページを御覧ください。

収益的収入の補正であります。

1款、2項、6目その他医業外収益、その他医業外収益のマイナ保険証利用促進支援金25万6,000円は、医療機関におけるマイナ保険証の利用勧奨の取組に対し、社会保険診療報酬支払基金から交付される助成金で、令和5年10月を基準月として、令和6年5月までのマイナ保険証の利用率と、令和6年8月までの利用人数の増加量に応じ交付され、利用率は7%から6%増の13%へ、利用人数は257人から296人増の553人の実績を基に交付

されるものであります。

7目道補助金、道補助金の医療機関食料費支援金31万6,000円は、給食の提供に当たり、食材料費高騰の影響を受ける医療機関に対し、北海道から支援金が交付されるもので、病床数に3,200円を乗じた額が交付されるものであります。

次に、206、207ページを御覧ください。

収益的支出の補正であります。

1款、1項、1目給与費の補正であります。給料から法定福利費まで、人事院勧告に基づく給与改定によるもののほか、人事異動による会計間の増減、年度途中の就職及び退職による執行見込みから、それぞれ増額及び減額の補正を行うものであります。

今回の補正のうち、大きく増額となっております会計年度任用職員に係るものにつきましては、人事院勧告に関連した給料表の改定により、給料、期末・勤勉手当、共済費など、それぞれ所要額を計上するものであります。

1款、1項、3目経費の修繕料210万3,000円の増額につきましては、診療用機器等修繕として、内視鏡の部品交換費用に33万4,000円を、その他施設器具等修繕は、経年劣化による部品交換等の修繕費として、厨房等の温水循環ポンプ修繕に41万5,000円を、検査室、中央材料室のエアコン部品交換に44万6,000円を、院内PHSアンテナ増設費用及び非常用発電機の点検整備に74万9,000円を、給食配膳車の部品交換に15万9,000円を、合わせまして176万9,000円を計上するものであります。

1款、2項、1目支払利息及び企業債取扱諸費の企業債償還利息10万9,000円の増は、令和5年度借入れの企業債について、借入先金融機関の追加及び借入時の利率上昇による利息の増額分を補正するものであります。

以上、御説明いたしましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典） 質疑なしと認めます。

これから、議案第 77 号令和 6 年度美幌町病院事業会計補正予算（第 1 号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 19 意見書案第 11 号

○議長（戸澤義典） 日程第 19 意見書案第 11 号厚生年金への地方議会議員の加入のための法整備を求める意見書についてを議題とします。

本案は、会議規則第 39 条第 2 項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典） 異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典） 質疑なしと認めます。

これから、本意見書案についてを採決します。

お諮りします。

本意見書案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典） 異議なしと認めます。

す。

したがって、本意見書案は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、議長において別紙記載の提出先へ送付いたします。

◎日程第 20 意見書案第 12 号

○議長（戸澤義典） 日程第 20 意見書案第 12 号将来に希望が持てる次期基本計画の改定と現場に寄り添った農業政策の実現を求める意見書についてを議題とします。

本案は、会議規則第 39 条第 2 項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典） 異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典） 質疑なしと認めます。

これから、本意見書についてを採決します。

お諮りします。

本意見書案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典） 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、議長において別紙記載の提出先へ送付いたします。

◎日程第 21 報告第 24 号

○議長（戸澤義典） 日程第 21 報告第 24 号専決処分の報告について。

配付のとおり、報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典） ないようでありますので、報告第24号専決処分の報告については、これで終わります。

◎日程第22 報告第25号

○議長（戸澤義典） 日程第22 報告第25号定期監査報告について。

配付のとおり、報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典） ないようでありますので、報告第25号定期監査報告については、これで終わります。

◎日程第23 報告第26号

○議長（戸澤義典） 日程第23 報告第26号例月出納検査報告について、8月から10月分。

配付のとおり、報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典） ないようでありますので、報告第26号例月出納検査報告について、8月から10月分は、これで終わります。

◎日程第24 閉会中の継続調査について

○議長（戸澤義典） 日程第24 閉会中の継続調査についてを議題とします。

各委員長から会議規則第75条の規定によって、配付のとおり申出があります。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会宣告

○議長（戸澤義典） 以上で、本定例会に付議されました案件は、全て終了しました。

会議を閉じます。

これで、令和6年第9回美幌町議会定例会を閉会します。

お疲れ様でした。

午後3時8分 閉会

美 幌 町 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員